

IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり

検討調査 報告書

平成 27 年 3 月

横浜市

委託先：株式会社日本経済研究所

目次

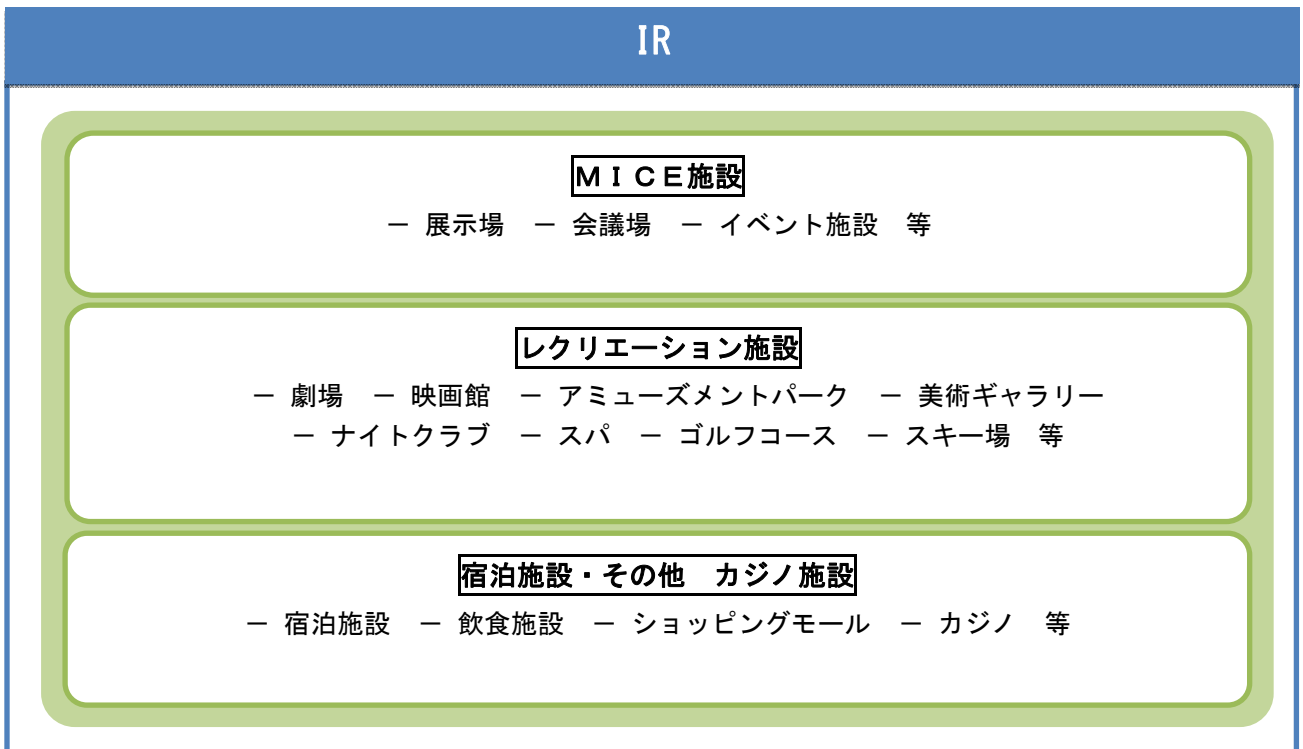
1. IR の概要	1
(1) IR の概念.....	1
(2) IR 事例.....	1
2. 日本における IR 導入検討	4
(1) これまでの主な動き.....	4
(2) 想定されている予定.....	4
(3) 「IR 推進法案」の概要.....	6
(4) 「IR 実施法案に関する基本的な考え方」の概要.....	7
(5) 「IR 推進法案」・「IR 実施法案に関する基本的な考え方」に共通する重要なポイント.....	8
3. 諸外国における IR 導入による効果	9
(1) 各国主要 IR の状況.....	9
(2) IR 導入による効果.....	10
4. IR 導入に伴う懸念事項と対策	15
(1) 諸外国の対策.....	15
(2) 日本における懸念事項への取組.....	27
5. 横浜市の現状	32
(1) 少子高齢化・生産年齢人口の減少.....	32
(2) 横浜のポジション.....	32
(3) 財政状況.....	33
(4) 上場企業数.....	33
(5) 検討調査における有識者意見(ヒアリング).....	33
(6) 現状をふまえた方向性.....	34
6. IR を導入する場合の考え方	34
(1) 国などの考え方.....	34
(2) 横浜市のこれまでのまちづくり.....	34
(3) 横浜市のまちづくりの方向性.....	34
(4) IR を導入する場合の目的及び効果.....	36
7. IR を導入した場合の想定効果	38
(1) 定量効果(産業連関分析による経済効果等)の算出方法.....	38
(2) 横浜市に IR を導入した場合の経済効果(平成 17 年横浜市産業連関表による算出結果).....	40
8. 想定される立地	41
参考資料	43

1 IRの概要

(1) IR の概念

- ・ IR (Integrated Resort) という用語は、2000 年代にシンガポールにおいてカジノが検討される過程で使用されるようになり、それが世界的に普及したものとされている。
- ・ IR とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設の総称である。

図表 1-1 IR の概念図



出典：公益社団法人日本証券アナリスト協会講演会資料「日本におけるカジノ構想 ～現状と課題～」大阪商業大学・総合経営学部教授 美原融（2014年8月4日）を参考に作成

(2) IR 事例

図表 1-2 マリーナ・ベイ・サンズの施設構成

MICE 施設	レクリエーション施設	宿泊施設・その他 カジノ施設
会議場・展示場 約 120,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場 2ヶ所 (約 4,000 人収容) ・ 屋上空中庭園、プール (約 10,000 m²) ・ 美術科学博物館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホテル (約 2,600 室) ・ ショッピングモール ・ 飲食店 ・ カジノ

IR内におけるカジノ施設の面積は、カジノ以外の施設合計よりはるかに小さく、その割合は数%にとどまっている。一方、売上に占める割合は、4割～9割で、IR全体の売上のエンジンとなっている。

今回の調査では、IRを広義で捉え、諸外国の事例をとりまとめた。

図表 1-3 主な IR に占めるカジノ施設の面積割合

施設	国・地域	全体面積 【延床】 (㎡) (A)	カジノ面積 (㎡) (B)	割合 (B/A)	施設構成 (主なもの)
マリーナ・ベイ・サンズ ^①	シンガポール	581,400	15,000	2.6%	会議・展示場、劇場、 屋上の空中庭園・プール、 美術科学博物館、 ホテル、商業施設、カジノ
リゾート・ワールド ^② ・セントーサ	シンガポール	343,400	15,000	4.4%	会議・展示場、劇場 エンバークスタジオ、水族館、スパ、 ホテル、商業施設、カジノ
クラウン・エンターテイメント・ コンプレックス	オーストラリア	414,000	31,000	7.5%	会議施設、劇場、 ホテル、商業施設、カジノ
ヴェネチアン・マカオ	中国	980,000	51,000	5.2%	会議・展示場、 劇場、スパ、 ホテル、小売施設、カジノ
ウィン・ラスベガス	米国	480,000	10,000	2.1%	会議施設、 プール、ゴルフコース ホテル、商業施設、カジノ

出典：ジェットロ・シンガポール「シンガポール経済の動向」、千葉県「カジノ・MICE機能を含む複合施設の導入検討調査 報告書 概要版」他より作成

①マリーナ・ベイ・サンズ



出典：ラスベガス・サンズ HP

②リゾート・ワールド・セントーサ



出典：ゲンティン・シンガポール HP

③クラウン・エンターテイメント・
コンプレックス



出典：クラウン・メルボルン HP

④ヴェネチアン・マカオ



出典：ラスベガス・サンズ HP

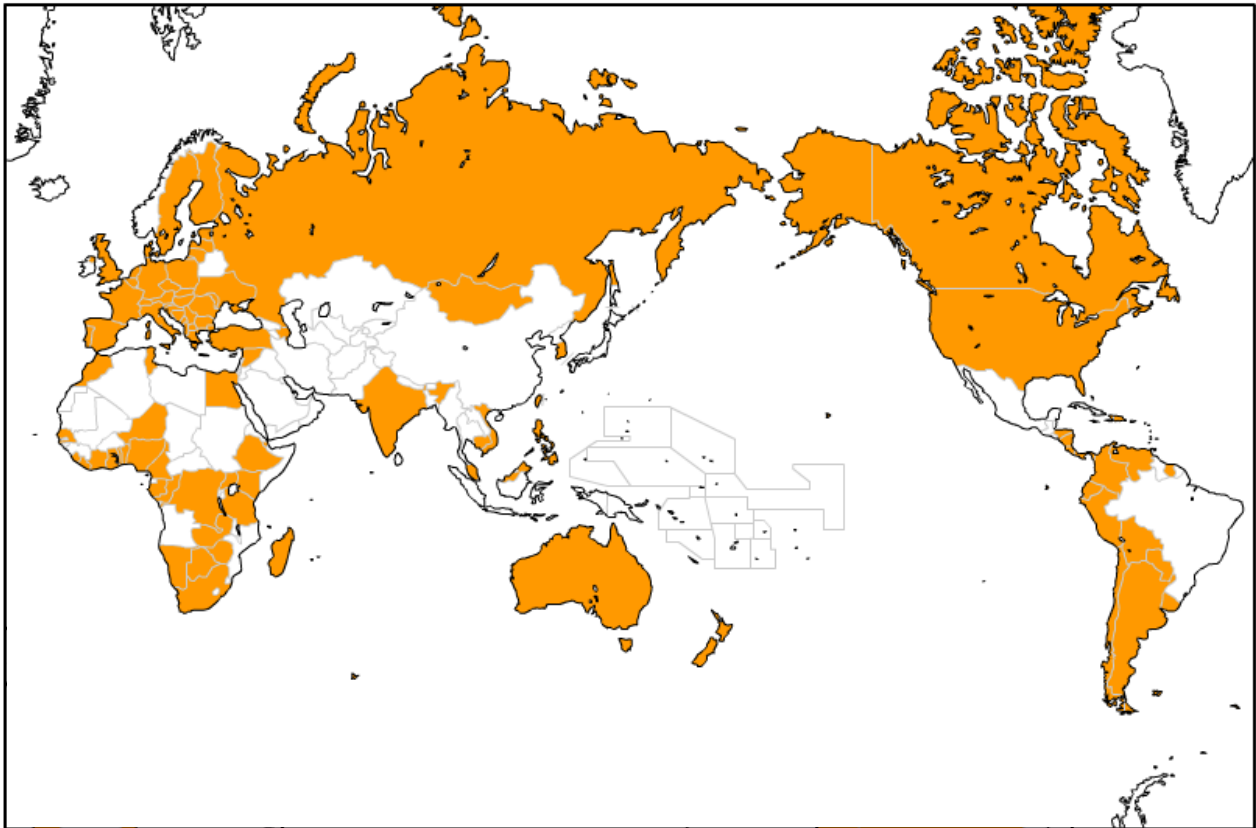
⑤ウィン・ラスベガス



出典：ウィン・ラスベガス HP

現在、カジノは100以上の国・地域において設置されており、G8では日本を除くすべての国で合法化されている。

図表 1-4 世界に広がるカジノ合法国（色が塗られた国）



出典：カジノ・エンターテインメント研究会資料より作成

図表 1-5 地域別カジノ設置国・地域数

アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	総計
14	3	2	25	39	2	27	112

出典：「The 2011 global gaming bulletin; Market overview, 2011.12, Ernst & Young」より作成

2 日本における IR 導入検討

(1) これまでの主な動き

IR 導入に向けた立法化の議論は、既に 10 年以上継続している。現在は超党派議員により推進している状況である。IR に含まれるカジノの健全性、安全性を担保し、国民の懸念を払拭する制度設計が検討されている。

年月日	内 容
2010. 4. 14	超党派の「国際観光産業振興推進議員連盟」（IR 議連）が発足。
2013. 12. 5	自民党、日本維新の会、生活の党の 3 党が、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（以下、IR 推進法案という。）」を衆議院に提出。*1
2014. 6. 18	IR 推進法案が衆議院内閣委員会で審議入り。（継続審議）
2014. 6. 24	新成長戦略「日本再興戦略」改訂 2014 閣議決定。*2 IR について、関係省庁において検討を進める旨を明記。
2014. 7	内閣官房に特命担当を設置。（約 20 名体制）
2014. 11. 21	IR 推進法案は衆議院解散に伴い、廃案。

*1 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」は参考資料 45 ページ参照

*2 「日本再興戦略」改訂 2014 抜粋

「IRについては、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待される。他方、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、IR推進法案の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める。」

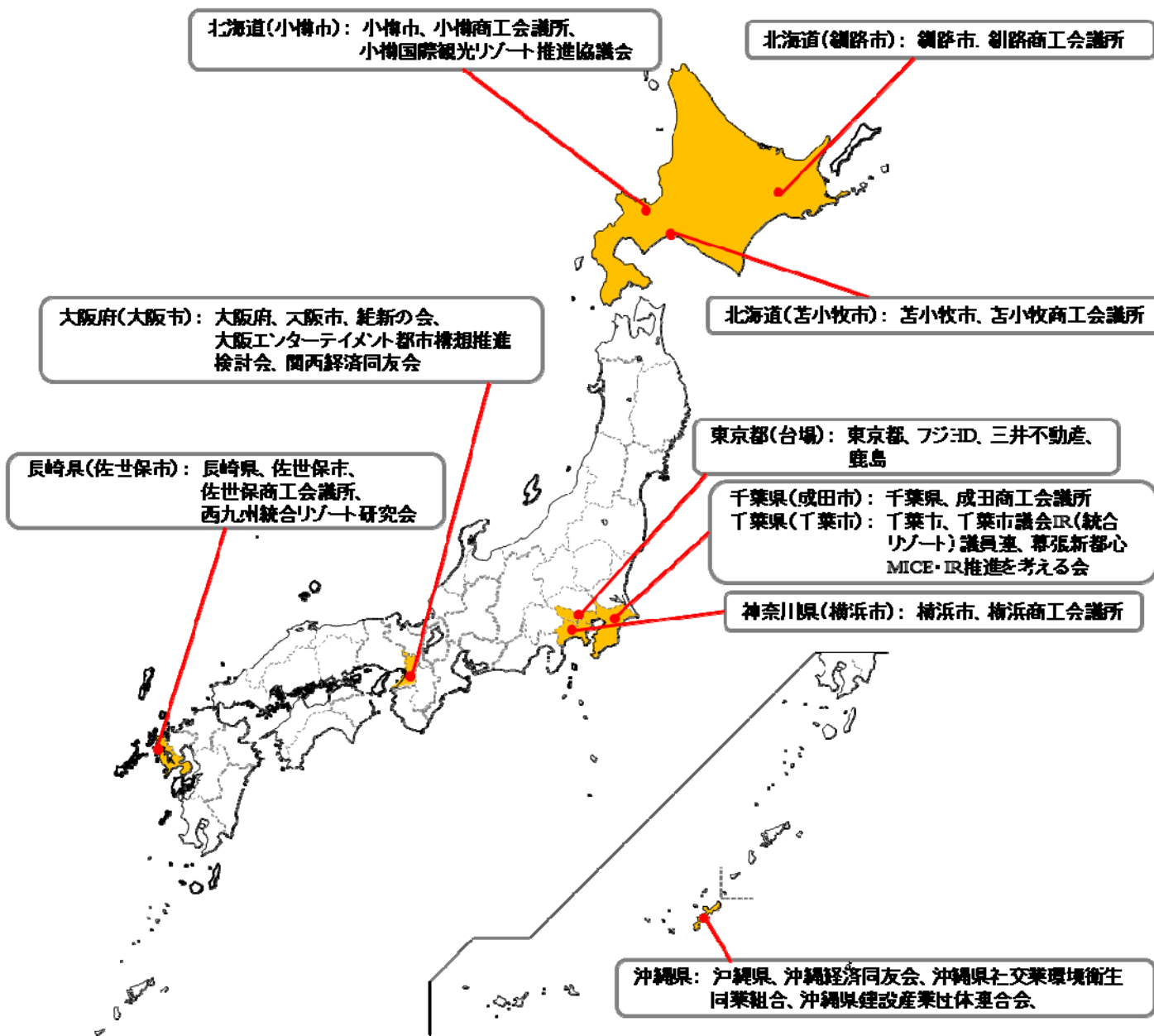
(2) 想定されている予定



*1 IR推進本部 …… 特定複合観光施設区域整備推進本部

*2 IR実施法案 …… 推進法案第5条に規定されている「必要となる法制上の措置」

図表 2-1 他都市における IR 検討主体



出典：新聞記事等より作成

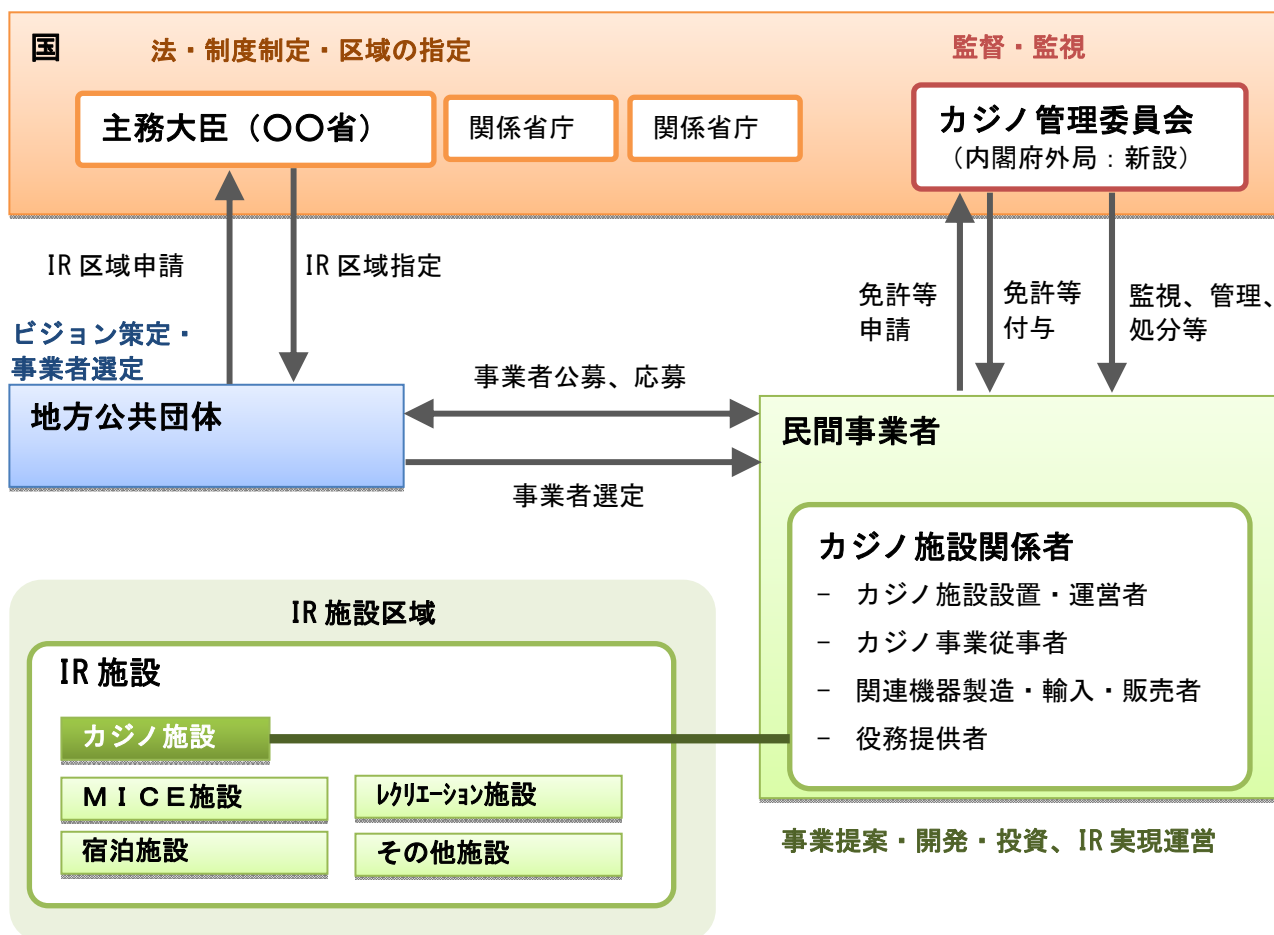
(3) 「IR 推進法案」の概要

IR 推進法案は、IR 導入に関し、政府に1年以内の実施法策定を義務付けるものである。

また、国、地方公共団体及び民間事業者の関係性は図表 2-2 の通りで、国が IR 区域を指定し、地方公共団体が、IR 構想の策定と、民間事業者の選定を行い、IR 施設の設置・運営は民間事業者が担う。

国の機関であるカジノ管理委員会を設置してカジノの規制と監督・監視を行い、国がカジノの健全性・安全性を担保する。

図表 2-2 IR 推進法案の概念



出典：『みずほ産業調査 Vol.39』「Integrated Resort (カジノを含む統合型リゾート)」内図表をもとに作成

(4) 「IR 実施法案に関する基本的な考え方」の概要

IR 議連は、2013 年 11 月「特定複合観光施設区域整備法案（仮称）～IR 実施法案～に関する基本的な考え方（案）」を公表、2014 年 10 月 16 日には、改訂版が示されている。

過去 10 年間にわたる超党派議連の考え方や関係省庁との議論のエッセンスを一定の方針として取りまとめ、今後、IR の実現に向けた具体的な枠組みの議論を方向付ける内容となっている。「特定複合観光施設区域整備法案（仮称）～IR 実施法案～に関する基本的な考え方」*1の概要は以下の通りである。

*1 「特定複合観光施設区域整備法案（仮称）～IR 実施法案～に関する基本的な考え方」（平成 26 年 10 月 16 日改訂、国際観光産業振興議員連盟）詳細は参考資料 50 ページ参照

<概要>

【目的】

- ・ 観光振興と国、地方の経済の活性化、財政の寄与を目的とする

【区域】

- ・ 特定複合観光施設と特定複合観光施設区域の指定
- ・ 特定複合観光施設区域の数と指定の在り方

【免許・規制】

- ・ 地方公共団体による民間事業者の選定
- ・ 国の規制機関としてのカジノ管理委員会の役割
- ・ カジノを施行する民間事業者は免許を取得しなければならない
- ・ 免許の前提として、欠格要件と適格要件を定義する
- ・ 民間事業者に付与された免許は違法行為等の場合には取り消す
- ・ 施行に使用する関連機械、システム、器具等の製造事業者、施行に関わるサービス提供事業者等も免許の対象とする
- ・ 施行に使用する機械、システム、器具等は全て認証の対象とする
- ・ 運営に関するあらゆる行為は規制と認証の対象とする

【納付金等】

- ・ 施行に伴う納付金等及びその使途
- ・ 入場料を賦課できるものとする

【社会的関心事への対応】

- ・ 暴力団組織の介入や犯罪の温床になること等を排除する
- ・ マネーロンダリング（資金洗浄）を防止する
- ・ 地域風俗環境悪化、公序良俗の乱れを防止する
- ・ 青少年への悪影響を防止する
- ・ カジノ施設への日本人の入場については、一定の条件・規制を設けることとする
- ・ 賭博依存症患者の増大を防止し、その対策のための機関を創設する

(5) 「IR 推進法案」・「IR 実施法案に関する基本的な考え方」に共通する重要なポイント

「IR 推進法案」「IR 実施法案に関する基本的な考え方」は、共に「先進諸国での成功事例を制度の考えとして取り込み、厳格な規制・管理の下、透明性の高い制度設計を通じて、カジノの健全性、安全性を担保する」という考え方をとっている。具体的なポイントとしては以下が挙げられる。

① 独立性を有する新たな監視・監督機関の創設 ⇒ 公営賭博との違い

- 立法府・行政府から独立した3条委員会としてカジノ管理委員会を設け、規制機関とする。
- 単純な許認可事業とせず、国際基準と同様の厳格な規制と免許制に基づき、参入のハードルを高くする。
- カジノ管理委員会は、都道府県警察と協力の下、運営の監視、検査、監督、査察や違法行為の摘発等を担う。

② IRが設置される総区域数を限定 ⇒ 当面のIR施設数は、2~3カ所に限定

- 当初設置される区域は大都市のみならず地方への設置を検討することが望ましいが、まずは2~3カ所程度で限定的に施行。
- 効果、課題を十分に評価、検証しながら、その着実な施行を確認した後に、段階的に施設数を増やしていく考え方を基本とする。

③ 事業者選定にあたっては、公募プロポーザル方式を採用 ⇒ 透明かつ公平な選定が前提

- 国から指定を受けた地方公共団体は、IRを自らの費用とリスクによって整備し、運営する民間事業者を公募により選定することを基本とする。
- 民間事業者は、別途国に対し申請し、廉潔性、適格性等の審査を経て、免許を取得できた場合、初めてカジノ運営ができることとする。

3 諸外国における IR 導入による効果

諸外国の状況を見ると、雇用創出、税収効果のほか、観光・地域振興等がIRの導入効果として表れている。

(1) 各国主要IRの状況

以下は、各国主要IRの雇用創出、税収効果、施設概要、カジノ売上、カジノ以外売上比率、カジノ税率、投資額等をまとめた。

図表 3-1 各国主要 IR の概要

	マリナ・ベイ・サンズ (シンガポール)	リゾート・ワールド・セントサ (シンガポール)	クラウン・エンターテイメント・コンプレックス (オーストラリア)	ヴェネチアン・マカオ (中国)	ウイン・ラスベガス (米国)
					
雇用創出	直接雇用： 約 9,000 人	直接雇用： 約 13,000 人	直接雇用： 約 6,500 人	従業員数： 約 12,000 人 (マカオ全体では、 失業率が 6% (2003 年) ⇒2% (2012 年) へ改善)	従業員数： 約 9,500 人
税収効果 *1	カジノ税収： 約 250 億円	カジノ税収： 約 180 億円	カジノ税収： 約 190 億円 税収により、フェデレーション・スクエア、エキシビション・センター、スポーツ&アクティビティ・センター等各種設備を整備	カジノ税収： 約 1,260 億円	カジノ税収： 約 40 億円
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ホテル (約 2,600 室) 屋上の空中庭園、プール カジノ 会議・展示場 (約 120,000 m²) 劇場 (2 施設、約 4,000 人収容) 美術科学博物館 商業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ホテル (約 1,500 室) カジノ アミューズメントパーク (エンバナーサル・スタジオ) 水族館 (世界最大級) スパ 会議・展示場 (計 10,900 m²) 劇場 商業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ホテル カジノ 会議施設 商業施設 劇場 	<ul style="list-style-type: none"> ホテル (約 3,000 室) カジノ 会議・展示場 商業施設 劇場 スパ 	<ul style="list-style-type: none"> ホテル カジノ 会議施設 商業施設 プール ゴルフコース
敷地面積 (約 ha)	15	49	7	30	87
延床面積 (約 m ²)	581,400	343,000	414,000	980,000	480,000
カジノ面積 (約 m ²)	15,000	15,000	31,000	51,000	10,000
カジノ面積割合	2.6%	4.4%	7.5%	5.2%	2.1%
カジノ売上 *2 (2013 年)	約 24 億米ドル (約 2,500 億円)	約 17 億米ドル (約 1,800 億円)	約 15 億豪ドル (約 1,400 億円)	約 34 億米ドル (約 3,600 億円)	約 7 億米ドル (約 700 億円)
カジノ以外売上比率	約 20%	約 23%	約 20%	約 11%	約 57%
カジノ税率 (カジノ売上に対する率)	5% (富裕層) 15% (一般)	5% (富裕層) 15% (一般)	9% (富裕層) 21.25% (一般) *3	35% *4	最高で 6.75%
投資額	約 55 億米ドル (約 5,800 億円)	約 44 億米ドル (約 4,600 億円)	約 18 億豪ドル (約 1,700 億円)	約 24 億米ドル (約 2,500 億円)	約 27 億米ドル (約 2,800 億円)

*1 カジノ収益、税率等から推定

*2 カジノ売上とは GGR (カジノ粗収益) をさす。円価は 2013 年末レートで換算

*3 別途超過課税あり *4 基金、特別会計予算への繰り入れとして別途 4%相当が必要

出典：シンガポール内国歳入庁、マカオ統計局、各運営企業アニュアルレポート
他より作成、写真は各社HPより

(2) IR 導入による効果

以下は、主な IR の設置都市（シンガポール、メルボルン、マカオ、ラスベガス）における IR 導入による効果について、①観光振興、②地域振興、③雇用、④税収という4つの観点からまとめた。

図表 3-2 IR の導入による効果

	①観光振興	②地域振興	③雇用	④税収
シンガポール	外国人来訪者数はカジノオープン後、1.5 倍に増加	周辺から観覧するショーの開催や、周辺施設を組み入れたパッケージツアーの販売により他観光施設との橋渡しを実施	直接雇用・間接雇用を合わせると 6 万人にのぼる	カジノ売上・カジノ税収ともに堅調に推移
メルボルン	メルボルンを含むヴィクトリア州の観光客数は年々増加し、200 万人弱まで成長	IR 導入目的は地域再生。低開発地域の再開発等に成功	間接雇用は 1 万 3 千人にのぼる	税収は文化・エンターテインメント・スポーツ等の都市再生に必要な分野に投下
マカオ	観光客は一貫して増加傾向。10 年間で約 3 倍弱に増加。人口の約 20 倍に相当	マイナスの効果として、軽犯罪や売春増加による地域環境悪化	カジノの仕事はマカオ住民に限定され、失業率は 6%から 2%に減少。平均賃金は倍以上に高騰	マカオ全体の税収のうちカジノセクターからの税収（年々増加）が 9 割を占める
ラスベガス	1931 年のネバダ州のカジノ全面合法化以降、カジノを中心に発展してきた世界を代表する観光都市。年間約 4 千万人の観光客が訪れる	カジノ合法化以前に活況を呈した産業はほとんどなし。カジノ業界は教育や慈善活動において多額の支援も実施	ネバダ州のカジノ産業における従業員数は 17 万人。	ネバダ州のカジノ産業は約 9 億米ドルの税金を納めており、ホテル及びカジノ産業は州内で最も多額の税金を納める産業となっている

出典：(一財) 自治体国際化協会 シドニー事務所「オーストラリアにおける観光政策」他より作成

【参考1】

シンガポール

「統合型リゾート」導入の背景

シンガポールの観光は1990年代後半以降、国内への年間観光客の停滞、観光消費の減少、滞在期間の短縮等、構造的な変化が生じた。

国際観光の発展とともに近隣の各国が観光誘致を進めていることに危機感を持ち、シンガポールの観光的魅力を増大させる目的でIRの導入を決定。

外国人来訪者数の推移

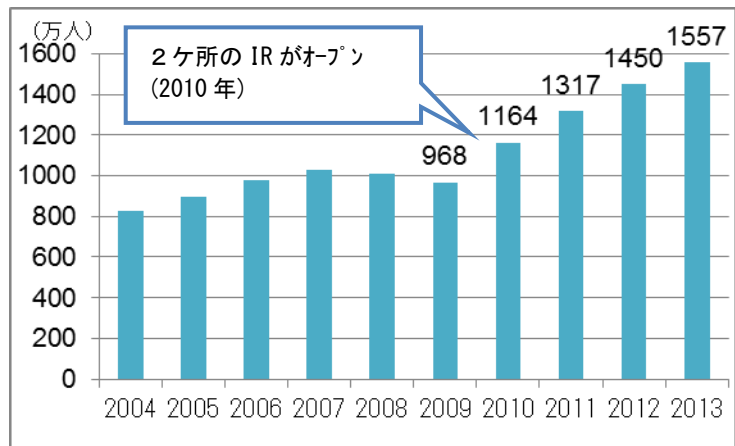
IR導入前の2009年とIR導入後の2013年を比較すると1.6倍に増加。

マリーナ・ベイ・サンズ



出典：ラスベガス・サンズHP

外国人来訪者数



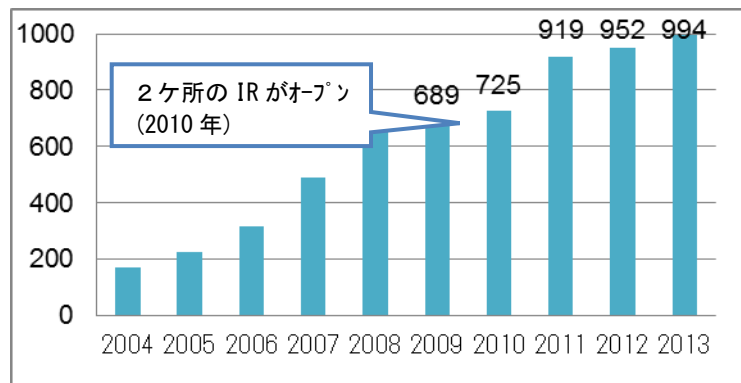
出典：シンガポール観光庁資料より作成

国際会議開催件数の推移

以前からMICE振興に注力してきた結果、近年は一貫して増加傾向にある。

特にIR導入後の2011年以降、900件を超え、開催件数は世界1位を記録している(国単位)。

国際会議開催件数

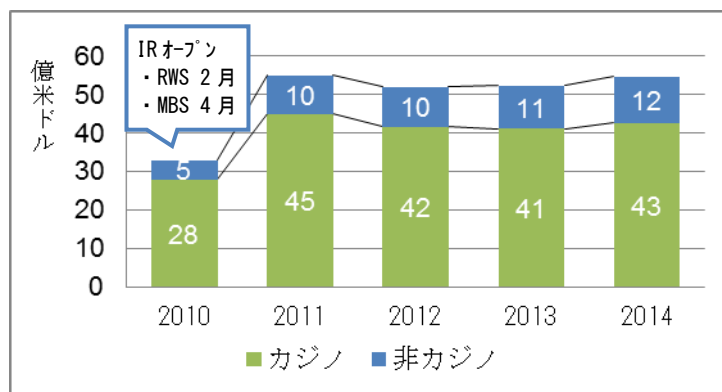


出典：国際会議統計より作成

IR売上の推移

2010年に2カ所のIR(リゾート・ワールド・セントーサ(RWS)、マリーナ・ベイ・サンズ(MBS))がオープンして以来、カジノ売上の合計は約40億米ドル(約4,200億円)台を推移している。

売上の推移



出典：University of Nevada 資料他より作成

シンガポールにおける IR の概要

【マリーナ・ベイ・サンズ (2010 年開業)】



出典：マリーナ・ベイ・サンズ HP より作成

スカイパーク



出典：マリーナ・ベイ・サンズ HP

展示場・会議場



出典：マリーナ・ベイ・サンズ HP

ショッピングモール



【リゾート・ワールド・セントーサ (2010年開業)】



シーアクアリウム



出典：リゾート・ワールド・セントーサ HP

アベンチャーコープウォーターパーク



出典：リゾート・ワールド・セントーサ HP

ハードロックホテルシンガポール



出典：リゾート・ワールド・セントーサ HP

スパ



出典：リゾート・ワールド・セントーサ HP

ビーチヴィラ (客室)



出典：リゾート・ワールド・セントーサ HP

フェスティブホテル (客室)



出典：リゾート・ワールド・セントーサ HP

※ この他、日本に次いでアジア 2 番目となるユニバーサルスタジオ (ユニバーサルスタジオシンガポール) を有する。

【参考2】

メルボルン

「統合型リゾート」導入の背景

- 1980年代、都市中心部での貧困、治安悪化、教育格差、環境汚染といった問題が顕著となり、特に、軽工場、倉庫群を中心とする低開発地域であった中心部のサウスバンク地区の再生は急務であった。
- 当時のメルボルンでは「観光振興に寄与する施設の開発」と「非合法ギャンブルの排除」も課題であり、行政は、「税収、観光客、雇用の増加等の経済効果への期待と合法的にカジノを整備する事で非合法ギャンブルの一掃も狙える」との考えから、カジノを含めた統合型リゾートによる地域再生を行うことを決定。
- こうした背景の下、行政による整備計画発表（1990年）、建設・運営事業者を募集、立地場所の決定（サウスバンク地区）（1992年）、業者の決定（1993年）を経て、1994年に仮設のカジノ施設がオープン。1997年5月に、統合型リゾート「クラウン・エンターテイメント・コンプレックス」がグランドオープンした。
- なお、IR導入にあたっては、行政は計画発表から開業に至る迄、法令の制定、事業者の選定、広報活動等と一貫してサポートに徹している。

売上の推移

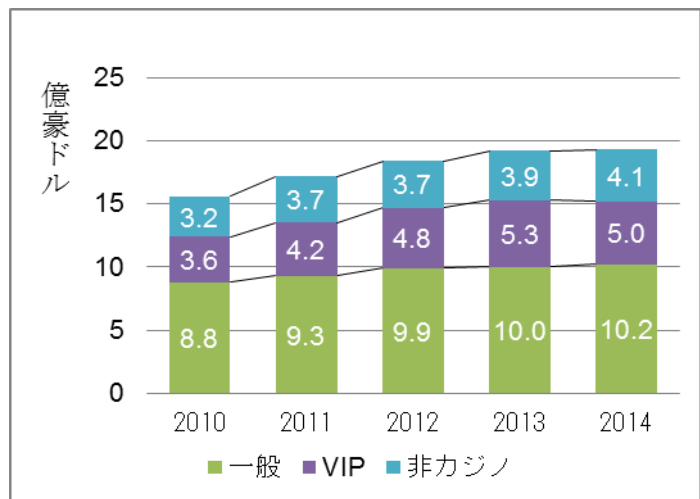
- 近年はカジノ部門・非カジノ部門とも堅調に推移している。カジノ部門の一般部門、VIP部門においても同様に堅調に推移している。

クラウン・エンターテイメント・コンプレックス



出典：クラウン・メルボルン HP

売上の推移



出典：クラウンアニュアルレポートより作成

経済効果

- 「クラウン・エンターテイメント・コンプレックス」は、直接雇用は約 6,500 人、間接雇用は約 13,000 人等、地元メルボルンに大きな経済効果をもたらしている。
- これら直接的な効果のみならず、その税収が、文化・エンターテイメント・スポーツ等のメルボルンの都市再生に必要なコンテンツ整備に投じられており、地元の持続的成長に貢献している。
(フェデレーション・スクエア、エキシビション・センター、スポーツ&アクアティック・センター等)
- また、「クラウン・エンターテイメント・コンプレックス」の開発によって、低開発地域であったサウスバンク地区一帯が再開発され、都心居住型高層住宅群も誕生する等、周辺インフラの再整備が進みサウスバンク地区一帯の魅力を高める起点となっている。

4 IR 導入に伴う懸念事項と対策

(1) 諸外国の対策

IR は、雇用や税収の経済効果等、地域にとって様々なプラスの効果が期待される一方、カジノに起因する懸念も指摘されている。こうした懸念事項に対して、適切な制度設計や規制を行うことによって影響を限定的なものとするため、諸外国においても様々な対策が講じられている。

ア カジノに対する諸外国の制度設計への評価

図表 4-1 カジノに対する諸外国の制度設計への評価

国・地域	評 価
米国	<ul style="list-style-type: none">・ 現代カジノ規制の基準となった規制を初めて設けた・ ライセンス制度と独立性のある規制機関が特徴
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none">・ 米国の制度を規範としつつ、自国の事情を勘案し、新たに制度や規範を設けた・ 自国の事情を踏まえ、賭博行為がもたらす社会的危害に対し、政府が積極的に関与する点が特徴
シンガポール	<ul style="list-style-type: none">・ 諸外国の事例を参考に、ゼロから制度や規制を設けた・ 2006年にカジノ管理法を制定しているが、法の枠組みは英国、内容的には米国やオーストラリアの考え方を積極的に取り入れ、緻密な仕組みとなっている
韓国	<ul style="list-style-type: none">・ 17箇所のカジノ施設があるが、自国民が入場可能な施設は1箇所（カンウォンランド）のみ・ 依存症対策など後追いで制度構築を実施した
マカオ	<ul style="list-style-type: none">・ 1961年から1社が独占してきたが、2001年に外資に開放する自由競争を導入し、2002年に従来より独占的な経営権を有してきた企業その他、新規に外資企業2社の計3社にライセンスを与えた・ カジノ産業自体を健全化するため、あらたな制度的措置と新たな監督官庁の設置と法施行により、変わりつつあるが、まだ古い規範が残っている

出典：公益社団法人日本証券アナリスト協会講演会資料「日本におけるカジノ構想 ～現状と課題～」等より作成

イ カジノ設置に伴う懸念事項

カジノに起因する懸念事項は、様々な文献で取り上げられているが、概ね以下の5点に大別される。それに対する諸外国の対策事例は以下の通りである。

- ギャンブル依存症
- 青少年への影響
- 暴力団等の関与
- マネーロンダリング
- 地域環境への影響

(ア) ギャンブル依存症

諸外国では、「周知徹底」「防止・抑止」「救済・治療」の3段階に応じて、対策を講じている。

Step 1 周知徹底	Step 2 防止・抑止	Step 3 救済・治療
<ul style="list-style-type: none">- 公衆教育プログラム (啓発、リスクの周知徹底等)- 職員教育プログラム (顧客保護、顧客の自制を促す行動、退去勧告等)	<ul style="list-style-type: none">- 供給量制限 (機械設置・テーブル数規制、営業時間規制)- 賭け金行動規制 (対顧客与信規制、賭け金上限・損失上限規制)- 電話無料カウンセリング	<ul style="list-style-type: none">- 施設へのアクセス禁止- 無料治療等紹介- 専門的治療プログラムの提

出典：公益社団法人日本証券アナリスト協会講演会資料「日本におけるカジノ構想 ～現状と課題～」より作成

なお、シンガポールは、開発事業者募集要項段階で具体的な依存症対策の実施を事業者に義務付けている。

統合リゾートの事業者は下記を遵守しなければならない

- ・ 21歳未満の者のカジノ入場禁止
- ・ シンガポール居住者から入場料 \$100/日ないしは \$2,000/年の徴収
- ・ 自己排除、第三者要請による顧客排除プログラムの採用
- ・ 依存症、ヘルプサービス、ゲームの規則、オッズなどの対顧客情報の開示
- ・ カジノ並びにカジノギャンブル広告の禁止
- ・ シンガポール居住者に信用貸しすることの禁止（プレミアム顧客は例外）
- ・ カジノ施設内に現金引き出し機（ATM）を設置することの禁止
- ・ 顧客損失条件を任意に設定できるシステムを設定すること

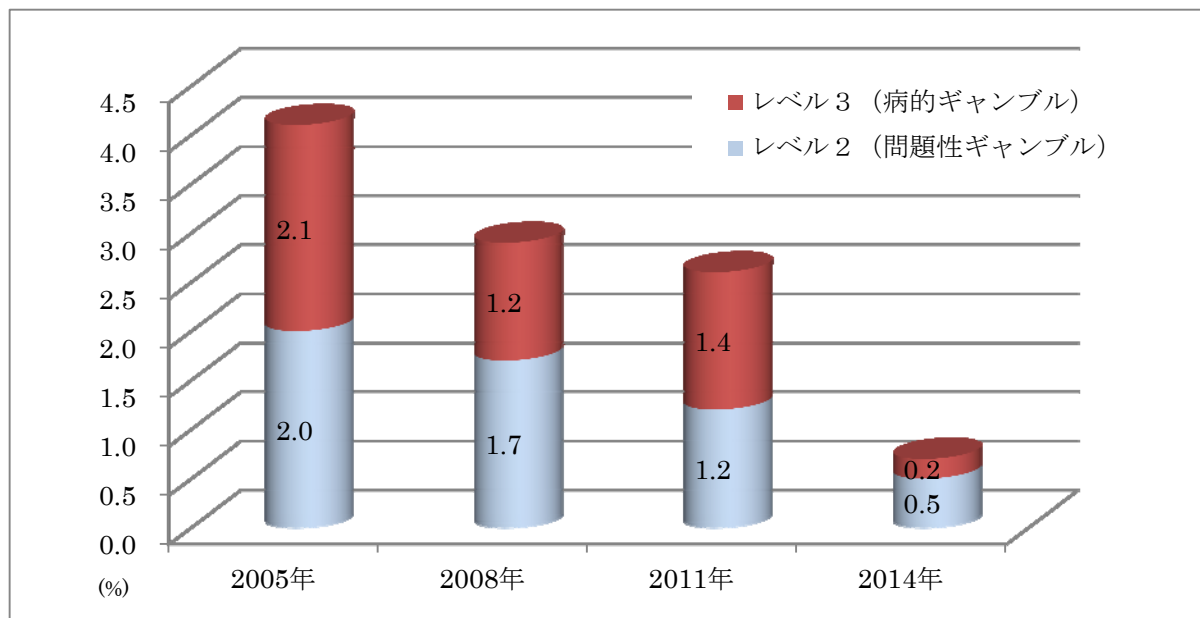
諸外国で採用されている依存症対策の概要は以下の通りである。

職員教育プログラム (米国他)	カジノ内におけるギャンブル依存症者の早期発見や未成年入場者の通報などを行っている。
自己／家族／強制排除プログラム (シンガポール等)	<p>①自己排除プログラム 病的賭博に悩む、もしくはそのリスクを負いたくない市民が排除リストに登録し、カジノへの自らの入場を禁ずることができるプログラムである。このプログラムは、シンガポール在住の外国人に対しても提供されている。</p> <p>②家族排除プログラム 病的依存に悩む家族、もしくはそのリスクを負わせたくない家族が、自らの配偶者、子供、親、兄弟などを排除者リストに登録し、カジノへの入場を禁ずることが出来るプログラムである。</p> <p>③強制排除プログラム (第三者要請) 自己破産者、行政からの生活補助受給者、貧困者向け家賃補助物件において6ヶ月以上の家賃滞納を行っている者などに対し、行政がカジノ入場を禁ずるプログラムである。このプログラムには対象者は自動的に登録されるため、手続きをする必要はない。</p>
自国民に対する与信行為の禁止 ATM設置禁止 (シンガポール)	シンガポールでは、持参金以上に無尽蔵に賭けさせないように、与信行為の禁止、カジノ内のATM設置禁止という制限を行っている。
自発的ロスリミット等の設定 (シンガポール、オーストラリア)	<p>シンガポールでは、顧客ごとに1日の損失上限額を自発的に設定している(自発的ロスリミット)。</p> <p>また、オーストラリアで導入されているシステムは、強制的プリコミットメントシステムと呼ばれ、上限金額をインプットしない限り、機械が使えない仕組みとなっている(顧客の判断により、1日の掛け金上限額を設定し、その枠組みの中で遊べる仕組みを機械内部に設置している)</p>
入場料制度 (シンガポール、韓国)	<p>入場料制度を採用している韓国もシンガポールも、基本的に外国人に対しては入場料を賦課しておらず、無料での入場を許しているが、自国民のカジノ入場に対しては、韓国が入場当たり5,000ウォン、シンガポールが1日当たり100シンガポールドルの入場料を求めている。</p> <p>なお、シンガポールでは年間パスも存在しており年間2,000シンガポールドルで回数制限なくカジノへ入場できる。</p> <p>この制度については、ここ数年のうちに始まったものであり、その効果に</p>

<p>国内でのカジノ関連 広告規制 (シンガポール)</p>	<p>関しては検証がなされておらず、また事業者からは投資意欲が減退するという意見がある。また、プレイヤーがその「元」をとるために自らの使用可能予算を省みずカジノ施設内に長く留まる、もしくはシンガポールで採用されている年間パスの場合は必要以上に足繁くカジノに通うような逆効果が起こる、などという意見も存在する。</p> <p>シンガポールでは、射幸心を煽るような宣伝を国内のメディアでは一切禁止している（会場内は除く）。</p>
<p>依存症対応教育の 徹底義務（米国等） 専門的治療プログラムの提供 (米国)</p>	<p>米国、シンガポールでは、ゲームエリアを監視し、依存症の客の早期発見に努めている。</p> <p>米国には、1957年に非営利の公益法人として認定された自助グループ「ギャンブラーズ・アノニマス(GA)」等、依存症治療を支援するいくつかの組織がある。</p> <p>GAはギャンブル依存症患者が集まる自助団体で、定期的に行われるグループミーティングを通じて同じ疾病を持つ同士の「問題の共有化」「相互協力」により、個々の患者の問題解決に取り組んでいる。そうしたグループ精神療法の有効性は全世界で認められており、現在では日本でも東京や大阪など主要都市でミーティングや講演活動が行われている。</p>

出典：大阪商業大学アミューズメント産業研究所「カジノ導入を巡る諸問題（3）」等より作成

図表 4-2 シンガポールにおけるギャンブル依存症の有病率の推移



出典：Survey on Participation in Gambling Activities among Singapore Residents より作成

a 有病率の調査基準のまとめ

有病率は諸外国の各研究機関（者）によって異なる基準で調査が行われている。大阪商業大学アミューズメント産業研究所「カジノ導入を巡る諸問題（3）」などの文献では、以下のとおり、異なる基準を整理したうえで、有病率を比較している。ギャンブル依存症の基準は参考資料 56 ページ参照

	レベル0	レベル1		レベル2		レベル3
DSM-IV	非ギャンブル	0 個 低危険		1~2 個 危険性	3~4 個 問題性	5 個以上 病的ギャンブル
SOGS	0~2 点 社交性ギャンブル			3~4 点 問題性ギャンブル		5 点 病的ギャンブル
CPGI	非ギャンブル	0 点 非ギャンブル	1~2 点 低危険	3~7 点 中危険性ギャンブル		8 点以上 問題性ギャンブル

出典：大阪商業大学アミューズメント産業研究所「カジノ導入を巡る諸問題（3）」

b 諸外国のギャンブル依存症の有病率

図表 4-3 アジア主要国のギャンブル依存症の有病率（%）

区分	年度	尺度	問題性 (レベル2)	病的 (レベル3)	有病率※
韓国	2006	CPGI	4.9	1.6	6.5
	2008	CPGI	7.2	2.3	9.5
	2009	CPGI	5.3	1.6	6.9
	2011	CPGI	4.4	1.7	6.1
香港	2003	DSM-IV	4.0	1.8	5.8
	2011	DSM-IV	1.9	1.4	3.3
マカオ	2005	DSM-IV	2.5	1.8	4.3
シンガポール	2005	DSM-IV	2.0	2.1	4.1
	2008	DSM-IV	1.7	1.2	2.9
	2011	DSM-IV	1.2	1.4	2.6
	2014	DSM-IV	0.5	0.2	0.7

※有病率は問題性と病的を合わせた数値 出典：大阪商業大学アミューズメント産業研究所「カジノ導入を巡る諸問題（3）」

アジアにおける有病率は 0.7%~9.5%と幅広く分布している。韓国の有病率は 6.1%~9.5%と高く、病的ギャンブルの 1.6%~2.3%に対し、病的ギャンブルの予備軍である問題性ギャンブルが 4.4%~7.2%と 3 倍以上の数値となっている。韓国におけるカジノの規制制度については、22 ページの COLUMN で紹介している。

カジノ大国であるマカオの有病率は比較的低水準となっているが、調査結果自体は公表されておらず実態ではないとの指摘もある。他方、シンガポールはカジノを伴う IR 導入前からギャンブル依存症対策を講じており、IR オープン後の有病率は増えておらず、近年は低下している。

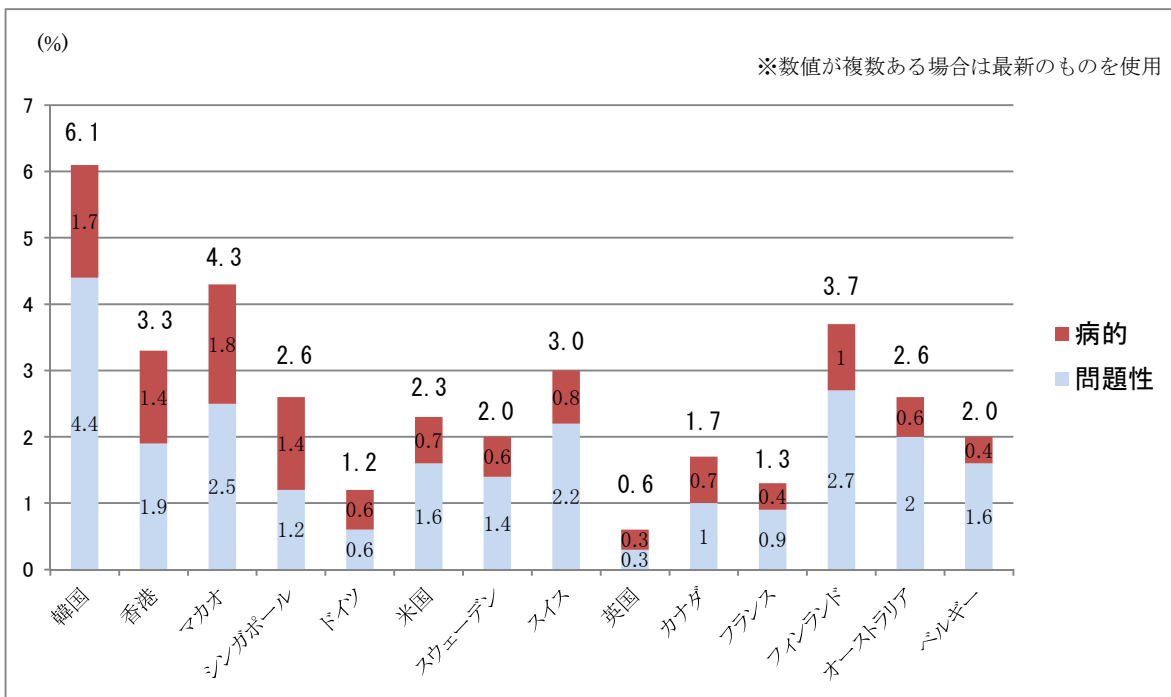
図表 4-4 欧米・オーストラリアのギャンブル依存の有病率 (%)

区分	年度	尺度	問題性	病的	有病率
ドイツ	2008	DSM-IV	0.6	0.6	1.2
米国	2003	SOGS	1.6	0.7	2.3
スウェーデン	2001	SOGS	1.4	0.6	2.0
スイス	2000	SOGS	2.2	0.8	3.0
英国	2007	DSM-IV	0.3	0.3	0.6
カナダ	2005	CPGI	1.0	0.7	1.7
フランス	2010	CPGI	0.9	0.4	1.3
フィンランド	2012	SOGS	2.7	1.0	3.7
オーストラリア	2006	CPGI	2.0	0.6	2.6
ベルギー	2006	DSM-IV	1.6	0.4	2.0

出典：大阪商業大学アミューズメント産業研究所「カジノ導入を巡る諸問題（3）」

欧米（含むオーストラリア）については、アジアと比較し相対的に有病率は低く、ギャンブルに対する歴史風土や制度設計の問題も背景にあるものと推察される。

図表 4-5 アジア主要国、欧米・オーストラリアのギャンブル依存の有病率 (%)



出典：大阪商業大学アミューズメント産業研究所「カジノ導入を巡る諸問題（3）」

有病率の調査結果については、国が主導する専門機関もしくは個人の研究者によって研究範囲、調査対象、調査時期、調査尺度が異なるため、客観性に問題が残るとの指摘もある。例えばCPGIは、カナダの文化と情緒的な特徴を反映するために3年間かけて妥当性を検証するプロセスを通じて開発された基準であり、他国で使用する際はこれに準ずるプロセスを踏まえるよう勧告されている。

有病率を測る目的はあくまでもギャンブル依存の実態把握と予防のためであり、諸外国の調査基準などを踏まえつつ、日本の実情を勘案した尺度が開発され、それに基づいた本格的な疫学調査が期待される。

c 日本におけるギャンブル依存症調査

日本においては、ギャンブル依存症に焦点をあてた大規模な実態調査は行われていない。近年、厚生労働省の厚生労働科学研究費補助金事業の一環として行われた飲酒の実態調査の一部として、ギャンブル依存症の調査も行われた（有病率が調査結果）

2008年調査：「わが国における飲酒の実態並びに飲酒に関連する生活習慣病、公衆衛生の諸問題とその対策に関する総合研究」

成人人口から抽出した対象者に面接及び自記式からなる調査票を用いた調査を行い、4123名から回答を得た。質問は修正 SOGS（SOGS の日本語版）を利用。

	有病率	推計人口
男性	9.6%	482 万人
女性	1.6%	86 万人
合計	—	568 万人

2013年調査：「WHO 世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」

同様に抽出した対象者に訪問面接調査を行い、4153名から回答を得た。質問は前回同様、修正 SOGS を利用。

	有病率	推計人口
男性	8.8%	438 万人
女性	1.8%	98 万人
合計	—	536 万人

なお、一部報道によると、2013年の有病率は男女合計で4.8%とされている。

日本のギャンブル依存症の有病率は成人男子 8.8%、成人女子 1.8%、総計で成人の 4.8%、536 万人が依存症であると報道された際、田村厚生大臣（当時）は 2014 年 8 月 29 日の大臣会見で以下のように述べている。

「なお、536 万人というギャンブル依存症の数字でありますけれども、調査対象にパチンコ、スロット、こういうものを含んでおります。そういう意味からしますと、これをギャンブルと見るかどうかという問題、それから当然、店があるということはやっている方がおられるわけでありまして、世界で、このようなギャンブルというのがどうか分かりませんが、パチンコ、スロットがこんなにある国は日本しかないわけでありまして（中略）・・・ですから今回の数字というのはあくまでもパチンコ、スロットが入った中での数字であるというような認識であるということでありまして（以下略）」

上記見解によれば、現行のギャンブル依存症の調査においては、公営ギャンブルに加え、パチンコ・パチスロも対象として含まれていることになる。

- 韓国では外貨獲得を目的として 1967 年に韓国初となるカジノがインチョンで開業した。現在では、16 の外国人専用カジノと、一つの自国民も入場可能なカジノを有する。
- 江原道の廃坑地域の経済活性化を図るため、1995 年に「廃坑地域開発支援に関する特別法」を制定し、自国民も入場可能なカジノ（カンウォンランド）が 2000 年に開業した。
- カンウォンランドの年間訪問客は 300 万人で、ほとんどは韓国人。周辺宿泊施設の利用は一定の貢献があるが、周辺商業施設との連携においては、アクセスが悪く相乗効果はあまり見られない。直接雇用は 3 千人。年間 130～140 億円の税込及び基金収入がある。
- カジノ全体の第三者的な監督、規制、提言機能を有する国家ギャンブル管理委員会（NGCC）は、カンウォンランド設立後 7 年後の 2007 年に新設され、ギャンブル依存症の調査研究や回復補助を担う組織であるギャンブル依存症カウンセリングセンターも同委員会の傘下組織としてその際に設立されている。
- カンウォンランドを巡り、ギャンブル依存症等負の側面が報じられることが多くなってきているが、規制やギャンブル依存症に対する組織的な対応が後追いになったことが要因の一つとして考えられる。

(イ) 青少年への影響

未成年保護対策には、未成年のカジノへのアクセスを遮断し、一切入場させず、関与させない枠組みの構築が各国で採用されている。

図表 4-6 諸外国の対策事例

	米国ネバダ州	シンガポール	マカオ	韓国
入場年齢制限	21 歳未満	21 歳未満	18 歳→21 歳未満 (2012 年改定)	19 歳未満

出典：北海道「カジノを含む統合型観光リゾート（IR）による経済・社会影響調査（概要版）」

図表 4-7 カジノ施設の構造及び ID チェックと青少年の賭博防止の強度

防止強度	施策	実施地域
弱	施設的な構造条件はなく、フロアでの疑わしき人物に対する逐次 ID チェック	米国ネバダ州 マカオ
中	入場時の ID チェックは義務付けられていないが、カジノ施設とそれ以外の構造を完全に分離する義務	米国ニュージャージー州
強	入場時における全入場客に対する ID チェック。カジノ施設は完全にその他施設と分離	シンガポール 韓国

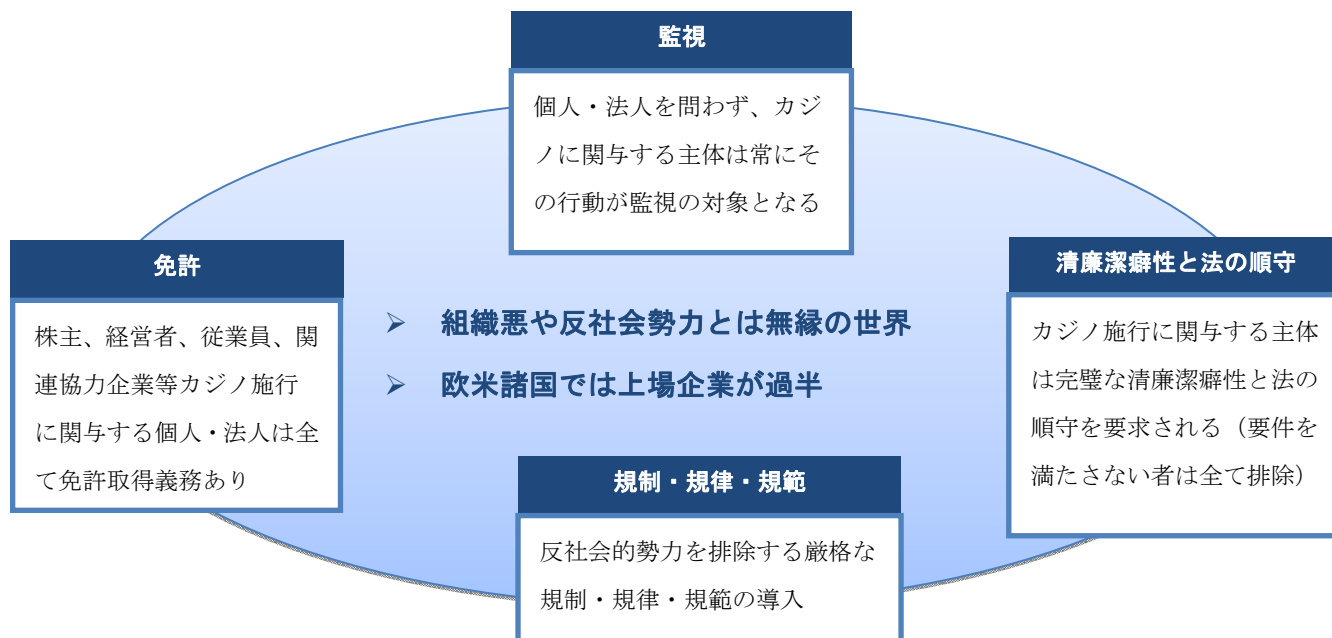
出典：北海道「カジノを含む統合型観光リゾート（IR）による経済・社会影響調査（概要版）」

米国ネバダ州では、21 歳未満の可能性のある者は、ID の提示を求める義務が課されている。それを怠った場合には、カジノ施設側が厳しく処罰（高額な制裁金、免許剥奪等）される。また、シンガポールでは入場時に全入場者に ID チェックを実施している。

(ウ) 暴力団等の関与

カジノ事業は、反社会的勢力との関係を解消し、それを排除する手法を講じてきた長い歴史を持ち、現在、先進諸国のカジノは上場企業が運営するクリーン且つ透明性の高い高規格遊興施設となっている。

図表 4-8 カジノ産業から暴力団等を排除する仕組み



出典：公益社団法人日本証券アナリスト協会講演会資料「日本におけるカジノ構想 ～現状と課題～」より作成

(エ) マネーロンダリング

諸外国では、カジノ事業者は国際機関である FATF の勧告に基づき、疑似金融業者として、金融事業者と同等の規律・規範が課されており、国際的な基準に基づき管理・規制されている。

※FATF とは

- FATF (Financial Action Task Force on Money Laundering : 金融活動作業部会)
FATF は、マネーロンダリング対策における国際協調を推進するために、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、2001 年 9 月の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的役割を果たしている。
- FATF 参加国・地域及び国際機関
FATF への参加国・地域及び国際機関は、2014 年 2 月現在、OECD 加盟国を中心に、以下の 34 か国・地域及び 2 つの国際機関で構成されている。
日本は FATF の設立当初からのメンバーであり、1998 年 7 月から 1999 年 6 月までは議長国も務めている。
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会 (EC)、湾岸協力理事会 (GCC)

(オ) 地域環境への影響

1999年に公開された米国議会上院賭博影響度評価委員会の報告書によれば、「カジノが犯罪を増加させることを示す十分なデータはない」とされている。

2000年に米国司法協会が資金を拠出して、実施された研究においても、「カジノ自体が犯罪に対し、何らかの一般的な効果ないしは劇的な効果をもたらしている兆候はない」としている。2005年に連邦FBIが米国内の17,000カ所の公安・警察関連機関から収集したデータによると、ラスベガス市都市区域において、同年度同市を訪問した3,850万人の旅行者を含んだ形での犯罪行為は、その他の主要な米国観光地（マイアミ、オーランド、フェニックス等）と比較しても低いことが確認されている。

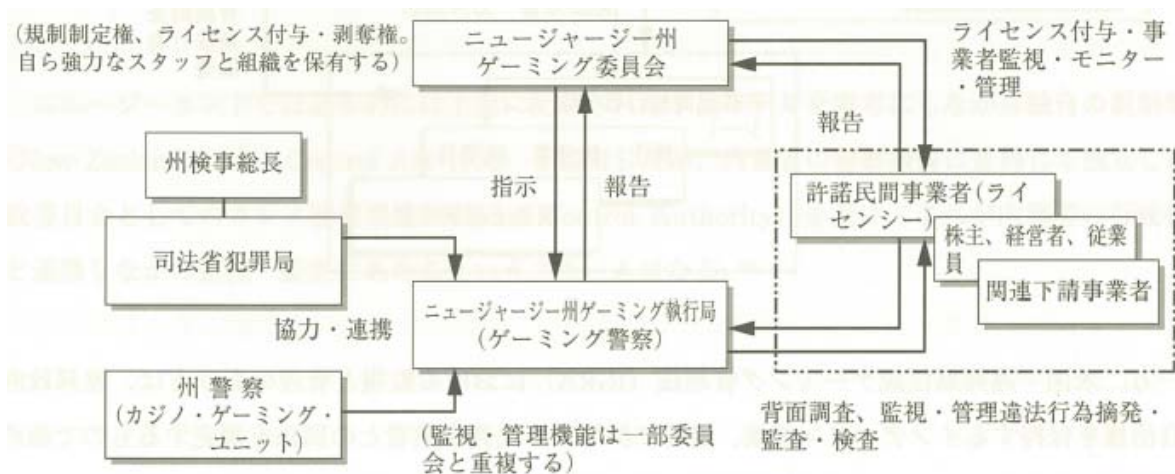
しかしながら、大きな観光集客力を持つIRの設置は、理論的には流入人口の増加により、地域の犯罪発生率・件数を増加させる可能性を有しており、それを前提として地域の治安維持のために必要な施策を適切に講じている（カジノ内での監視カメラの設置、周辺地域における警官、警備員による24時間警備体制など）。

(カ) ライセンス制度

米国（ネバダ州やニュージャージー州）で適用されている厳格なライセンス制度が、現在の世界の基準となっている。

民間主体に対し、一定の条件を満たすことを前提に、規制機関が取り消し可能な免許（ライセンス）を付与しカジノ施行を認めるというライセンス制度が、多くの国で採用されている。

図表 4-9 米国ニュージャージー州規制・管理・監視組織



出典：大阪商業大学アミューズメント産業研究所「カジノ導入を巡る諸問題（1）」

・ 諸外国におけるライセンス制度の具体的事例

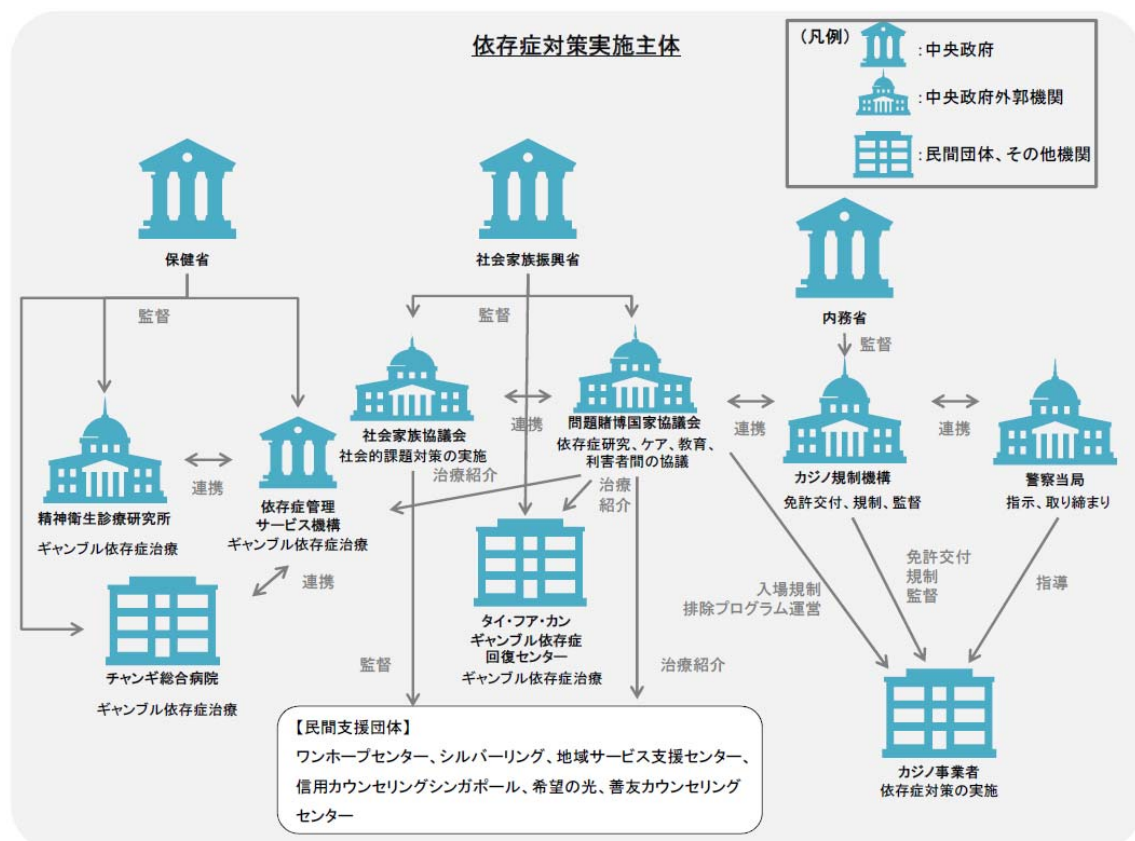
<p>米国（ニュージャージー州）</p>	<p>ニュージャージー州における規制と監視の枠組みは、規制機関となる行政委員会であるニュージャージー州カジノ管理委員会と法の執行を担うゲーミング法執行局から構成されている。</p> <p>委員会はカジノ管理法を所管し、ライセンスを付与し、状況次第でその効力を保留したり、剥奪することができる権限を保持する。また、ライセンス申請の評価並びに規則違反に関する罰金の評価、ライセンスに関する係争事由等に関しては準司法機関と位置づけられている。</p> <p>法執行局は、組織としては既存の公安・警察当局の一部になるが、極めて専門的な業務のみを行う行政部門であり、ライセンスを申請した者の調査とその結果の委員会への報告（2011年以降外部委託も可能になった）、法順守の監視と執行を担っている。職員は警察職員であり、逮捕特権を有し、ライセンス申請並びに法規則等の違反の場合は、委員会に対し提訴・告発を行う。</p>
<p>スイス</p>	<p>スイスにおけるライセンス制度の特徴は、ライセンスを申請する事業者に対し、以下の事項を義務付けている点にある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 賭博依存症に対する対応施策を策定すること ② 顧客に対し、賭博のリスクを周知徹底させる情報提供手法を考慮すること ③ 依存症患者を早期に特定するための職員教育・訓練プログラムの策定 ④ 依存症患者の入場を禁止または制限するための施策を考慮すること ⑤ 依存症の症状を呈する顧客に対し、必要な支援、援助のサービスを提供すること ⑥ 依存症者に関するデータの記録、収集、当局への報告の実践 <p>→ なお、依存症対策の計画と実践を制度上、事業者固有の義務とする考え方は、スイスを除くその他の国ではあまり採用されていない。</p>
<p>英国・フランス</p>	<p>2種類のライセンスがあり、事業者は、国内におけるほぼ全ての賭博行為の管理を統一的に行う英国ギャンブリング委員会のライセンス（適格性認証）を取得した後に、別途施設が設置される地方の議会から施設設置ライセンスを取得しなければならない。</p> <p>なお、フランスでは予め事業者は、設置を望む基礎的自治体と設置に関わる合意を得た後に、国に対して許諾申請を行う方式を採用している。</p>
<p>フィリピン</p>	<p>大統領府傘下の国営企業（Pagcor社）が運営にかかわる独占権を保有し、直営施設の他に第三者へサブライセンスを付与する形態を採用している（なお、当社は規制者としての役割も与えられている）。</p>

(2) 日本における懸念事項への取組

ア 基本的な考え方

- IR 導入検討にあたっては、カジノ設置による懸念事項が社会的な関心事になっていることもあり、諸外国の事例を参考に施策に取り組むことが必要である。
- カジノ導入後に各種取組を実施した国が多い中、IR 導入の決定に併せて各種対策に取り組んだシンガポールの事例は顕著で、参考とすべき点が多い。
- 特に、シンガポールの依存症対策は、様々な議論を経て、導入決定と同時に、懸念事項に対し専門の行政機関を設立して対策を講じる旨を発表している。問題賭博国家協議会（National Council on Problem Gambling : NCPG）を設立し、民間団体や医療機関が連携して、依存症対策を実施している。（下図参照）
- 日本の国際観光産業振興議員連盟が示している「特定複合観光施設区域整備法案（仮称）～IR 実施法案～に関する基本的な考え方（平成 26 年 10 月 16 日改訂版）」では「地方公共団体は、IR 設置後、カジノが社会に与えるマイナスの影響やリスクを最小限に抑制するよう取り組んでいくことが望まれる」と記されている。
- 対策の検討にあたっては、公的機関（国・地方公共団体等）・民間事業者等の役割を整理するとともに、連携して取り組むことが重要である。

図表 4-10 シンガポールにおける依存症対策



出典：デロイト トーマツ グループ HP より引用

イ IRを導入した場合の懸念事項に対する考え方

以下に、各懸念事項に対し想定される対策について、公的機関と事業者の対応に分けて整理した。

(ア) ギャンブル依存症

過度の賭博行為を抑止する多様な対策

想定される対策

	公的機関	事業者
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 公営賭博を含めた実態把握調査、調査研究の奨励 	
予防措置	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関における予防教育の導入 企業内メンタルヘルス対策としての啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客・従業員教育の実施 広告規制
運用的措置	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口、コールセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 責任あるゲーミングに基づく各施策の実施（*1） 入場制限（年齢制限） 自発的ロスリミットの設定 自己排除・家族強制排除プログラムの実施 施設内の監視、カウンセリングの実施 与信行為、ATM設置の禁止
治療措置	<ul style="list-style-type: none"> 依存症患者の早期治療等の医療体制の整備、社会復帰の仕組みの構築 依存症患者の家族支援 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 関係者間ネットワークの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者・業界団体からなる支援機関の設立

*1 責任あるゲーミング

賭博行為を提供することに関連した様々な主体が、賭博行為がもたらす否定的な影響から顧客を保護し、公正かつ健全なゲームを提供するために、最も高い倫理基準を保持するという倫理規範あるいは経営方針。

諸外国の大手カジノ事業者は共通して責任あるギャンブリングに関する自らの行動規範を定め、これをHP上で公開している。業界団体も同様な考え方を提唱している。

(イ) 青少年への影響

青少年を一切入場させない、関与させない対策

想定される対策

	公的機関	事業者
予防措置	・小中学高校におけるリスク教育の実施（＊１、２）	
運用的措置	・本人確認の義務付け	・入場制限の厳格な実施（＊３）

- ＊１ 学習指導要領に基づき、喫煙、飲酒、薬物についてはリスク教育が行われている。
- ＊２ 現在、ギャンブル依存に特化した学校教育は行われていない（2014年10月30日厚生労働委員会／文部科学省／芦立審議官（スポーツ・青少年局担当）答弁）
- ＊３ 他の遊技・公営ギャンブルの青少年に対する制限
パチンコ・パチスロ : 18歳未満入場禁止

(ウ) 暴力団等の関与

暴力団等反社会的組織に関与させない対策

想定される対策

	公的機関	事業者
運用的措置	・厳格なライセンス制度の導入 ・事業者等の適格性審査 （過去の犯罪歴、経済状況、親族交友関係、能力・人格）	・入場者全員の本人確認義務付けによる暴力団組織関係者の排除
その他	・警察組織との連携、反社会勢力情報収集と共有	

(エ) マネーロンダリング

国際基準に基づいた対策

想定される対策

	公的機関	事業者
法制度確立	<ul style="list-style-type: none">・ FATF 勧告に基づく「犯罪収益移転防止法」の適用（*1）・ 内閣府の外局として設置されるカジノ管理委員会による監視・監督	<ul style="list-style-type: none">・ 「犯罪収益移転防止法」に基づく規制当局への報告実施（*2）
運用的措置	<ul style="list-style-type: none">・ 一定金額以上の賭け金行動をする個人の本人確認、先進諸外国と同等の規制実施	
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関との定期的な情報交換	

*1 FATF（金融活動作業部会。マネロン対策の強化・促進を目的として、1989年のアルシュ・サミット経済宣言によって設立された国際機関）

*2 正式名称は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（2007年3月公布、成立）

(オ) 地域環境への影響

大規模集客による地域環境維持の対策（*1）

想定される対策

	公的機関	事業者
運用的措置	<ul style="list-style-type: none">・ カジノにおける全行為の規制と監視・ 住宅地、学校・幼稚園・保育園、病院、介護ホーム等から一定程度距離をとった用地選定	<ul style="list-style-type: none">・ 施設内外における監視カメラの設置
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 県警・事業者・地域住民等とともに地域環境保全に向けた枠組みの構築・ 都道府県警察との連携・協力による施設内外地域の環境悪化防止	<ul style="list-style-type: none">・ 警備会社によるパトロールの強化

*1 1999年に公開された米国議会上院賭博影響度評価委員会の報告書によれば、「カジノが犯罪を増加させることを示す十分なデータはない」とされている。

また、「人口増加の理由がカジノであれ、ほかの新産業であれ、あるいはディズニーランドのようなテーマ・パークであれ、人口が増えると犯罪率は上昇するものなのである」との指摘もある（出典「カジノにおける犯罪の実態-アトランティック・シティの事例・統計を中心として」）

- 米国西部ネバダ州ラスベガスと並び、カジノ産業の中心地であった北東部ニュージャージー州のアトランティック・シティは、3年前に開業した大型リゾートホテルのレベル・カジノホテルが2014年に閉鎖する等、カジノ施設の相次ぐ閉鎖に見舞われており、好調なラスベガスと命運を分けた形となっている。
- 2008年の金融危機後の回復局面で、マカオやシンガポール等の世界的な競争を強いられる中でも、国際会議や展示会等を誘致しビジネス需要を取り込んだラスベガスと異なり、カジノ売上げが依然として全体の売上げの7割を占める収益構造に加え、供給過多も苦戦の原因といえる。今後のカジノ運営には、事業者における収益源の多様化に加え、規制者にも、健全な競争環境への配慮が求められる。

5 横浜市の現状

(1) 少子高齢化・生産年齢人口の減少

2025年（平成37年）には、団塊の世代が75歳を超え、高齢者が約100万人と大幅に増加する一方で、子育て世代の減少や出生数の低下などにより、労働力や消費の減少、さらには社会保障費の増加、福祉医療サービスなどの需要増が見込まれる。

また、「人」や「投資」の東京への一極集中が加速していくことも危惧される。

(2) 横浜のポジション

ア 我が国における横浜

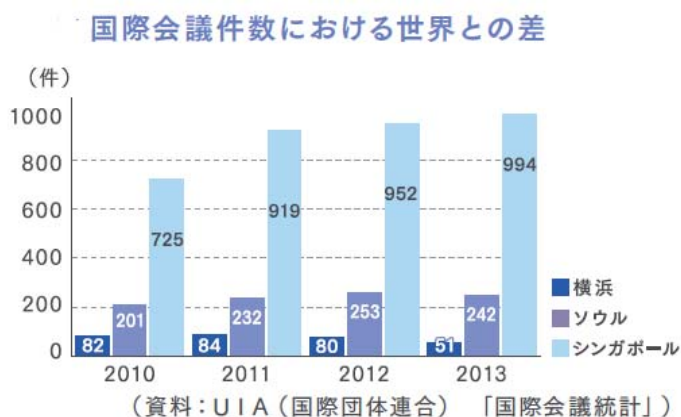
「環境未来都市」「グローバル MICE 戦略都市」「国際戦略総合特区」「東アジア文化都市」などの国家プロジェクトに選定されるなど、先導する役割を担っている。

イ 都市別国際会議

ICCA 国際会議開催統計では世界で148位に、UIA 国際会議統計ではアジア地域で14位にランクされている。アジア上位の都市シンガポール、ソウルと比較すると大きく水をあけられている。

なお、平成24年調査では、国内における国際会議参加者総数は、横浜市は全国1位だったが、平成25年調査では、参加者数、国際会議件数ともに東京に次いで2位となっている。

図表 5-1



ウ 来訪意向

26年度横浜市に関する意識・生活行動実態調査（文化観光局記者発表資料）では、香港、タイ、台湾からの横浜への来訪意向は18都府市の内、いずれも10位以下と低い結果となっている。横浜を上回る順位には名古屋、福岡、奈良、神戸、広島などがある。

エ 宿泊客数

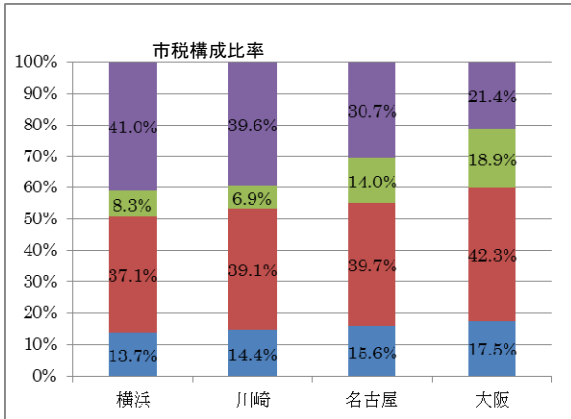
25年度集客実人員調査及び観光動態消費動向調査（文化観光局記者発表資料）では、観光集客実人員における宿泊客数の割合は15%と、他都道府県に比べ低く、観光消費額が大きい宿泊客を増やすことが課題（宿泊平均消費額24,604円、日帰り平均消費額4,416円）

市内ホテルの稼働率は80%を超え、高稼働率による機会損失が課題。

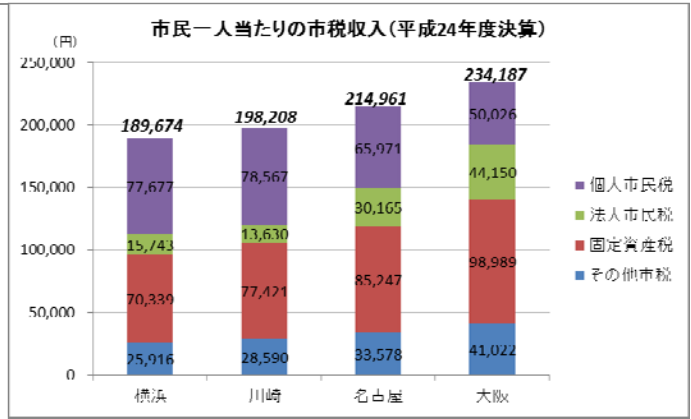
(3) 財政状況

- ・ 22年度から25年度までの市税収入はこの10年間におけるピークであった7,200億円台（19年度・20年度）には届かない7,000億円台で推移。
- ・ 一方で、歳出に占める固定的な経費である人件費・扶助費・公債費は、年々増加しており、16年度の6,317億円（46.0%）が、25年度には1,032億円増（1.2ポイント増）の7,349億円（47.2%）となるなど、厳しい財政状況が続いている。
- ・ 市税に占める法人市民税の割合が低く、市民一人当たりの市税収入は、大阪・名古屋・川崎よりも低い。

図表 5-2



図表 5-3

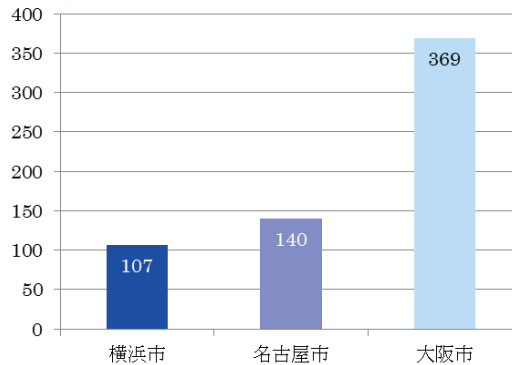


出典：大都市比較統計年表（平成24年）（横浜市政策局統計情報課）より作成

(4) 上場企業数

政令指定都市別に比較した上場企業本社数では名古屋、大阪を下回っている。

図表 5-4



出典：会社四季報 2015年1集より作成

(5) 検討調査における有識者意見（ヒアリング）

- ・ 横浜にしかない文化や横浜でしか手に入らないものがあり、その点では東京より格上であった。
- ・ 現在は、みなとみらいも東京と差別化ができていない。
- ・ 横浜オリジナルのものは中華街くらいしかないのではないかと。
- ・ 中華街の華僑系は、中国人や台湾人を引き寄せるネットワークを持っていると考えられる。
- ・ 横浜は、山、海、都市とコンパクトに全てが揃った立地であり、これらの地域資源を活かすべき。
- ・ 箱根、湘南等との連携も可能。

(6) 現状をふまえた方向性

- 少子高齢化・生産年齢人口の減少の抑制
- 世界・アジアにおける国際競争力の向上
- パシフィコ横浜の高稼働率から生じる機会損失の回復
- ホテル高稼働率から生じる機会損失の回復、観光消費額が高い宿泊客割合の向上
- 低い法人市民税割合の改善
- 企業に選ばれる都市の実現
- 横浜オリジナルの文化形成、東京との差別化

6 IRを導入する場合の考え方

(1) 国などの考え方

政府は、国の成長戦略である「日本再興戦略（改訂 2014）」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、新たに講ずべき施策の一つとして、世界に通用する魅力ある観光地域づくりを挙げており、訪日外国人を増加させる成果目標が掲げられている。IR はその手段の一つであり、「観光振興、地域振興ひいては産業振興等に資することが期待される」と明記されている。

また、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の中では、「民間事業者が設置及び運営をするものをいう。」と明記されており、民間の活力を活かして、世界に通用する観光地域づくりという公共政策を実現させることが想定されている。

(2) 横浜市のこれまでのまちづくり

1859 年開港以来、海外の諸外国との交易の中心地となった横浜は、世界中から集まる人・モノ・カネ・情報・文化であふれ、文明開化の名の下に、近代日本の成長を牽引する国際的な港湾都市として、成長を遂げてきた。まちづくりにおいても、外国人居留地の誕生など、国際性豊かな市街地の形成と共に、外国人技術者による近代的な技術の導入等が進められ、時代に先駆けた取組を進めてきた。

横浜市は、高度成長期に人口急増による様々な都市問題に直面し、現在の市の骨格をつくる「6 大事業」を推し進めることとした。その一つである「都心部強化事業」では、港湾機能の質的転換を図り、当時分断されていた関内・関外地区と横浜駅周辺地区の 2 つの核を一体化し、新しい横浜都心部を形成していった。さらに、市民の活力を都市形成の中で活かし、人間的な個性ある空間を創り上げていく「都市デザインの手法」や文化芸術の創造性をまちづくりに活かす「文化芸術創造都市・横浜」の取組など、内外諸都市に影響を与えるまちづくりに、今もって先駆的に取り組んでいる。

(3) 横浜市のまちづくりの方向性

「世界中の人々や企業を惹きつけ、都市の活力と賑わいを創出するまち」

人口減少・超高齢社会の到来、地球温暖化や災害に強いまちづくりへの対応など、市を取り巻く状況が大きく変化している中で、市の更なる成長・発展を図っていくためには、都心部の機能強化が必要不可欠である。

横浜の成長のエンジンとなる都心臨海部では、港湾機能と都市機能をより充実するための新たな土地利用の展開、大規模集客施設の導入等による快適で魅力的なまちづくりや、観光・MICE 振興、先進的な文化芸術創造都市の取組により、市民・企業・行政が一体となり、世界中の人々や企業を惹きつけ、都市の活力と賑わいを創出するまちづくりを推進している。

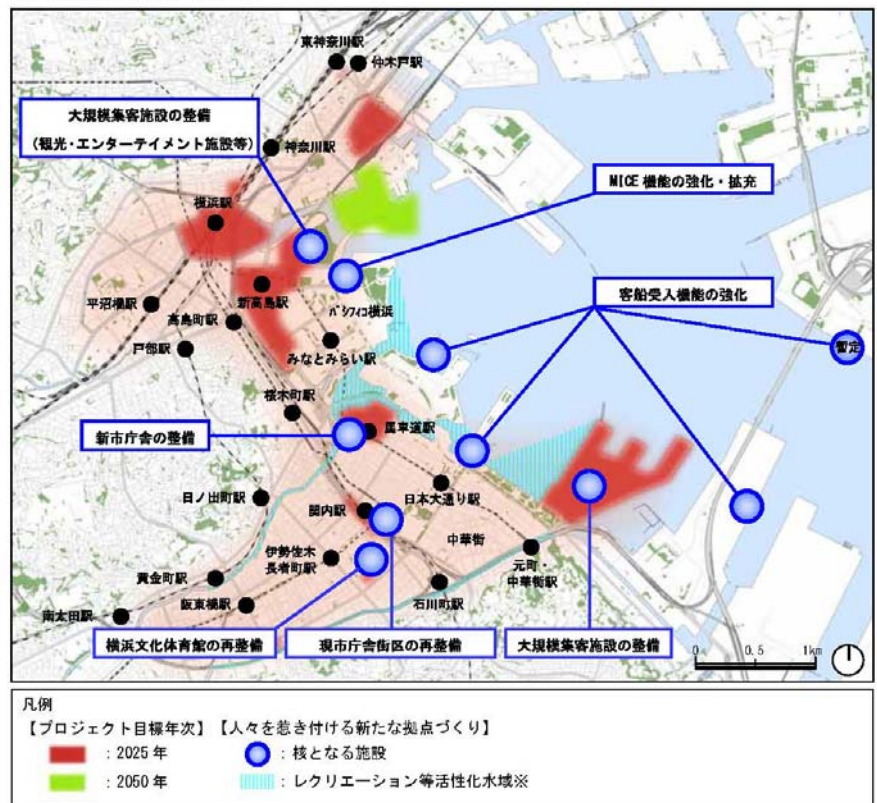
「横浜市中期4か年計画 2014～2017」の「都心臨海部の再生・機能強化」において、また「都心臨海部再生マスタープラン」の「世界中の人々を惹きつける空間・拠点の形成」においてIRの検討が位置づけられている。

図表 6-1

■ 人々を惹き付ける新たな拠点づくり

「みなと交流軸」を中心とした戦略的なまちづくりを実現するための環境整備として、都心臨海部の新たな「核」となり、横浜ならではの魅力として人々に長年愛されるようなウォーターフロントを生かした大規模集客施設をはじめ、以下のプロジェクトや市民等への積極的な水場の開放を進め、まちづくりの更なる相乗効果を生み出します。新たな施設整備にあたっては、施設周辺のまちづくりとの連携や環境整備に取り組み、横浜でしか得られない感動体験を演出するとともに、官民パートナーシップの活用やIR（統合型リゾート）の導入などについて検討します。あわせて、海洋に関する企業や研究機関・大学等での先進的分野の取組を、横浜の強みとして生かしていきます。

<将来のプロジェクト配置>



<大規模集客施設のイメージ>



<IRのイメージ>



出典：横浜市中期4か年計画 2014～2017 都心臨海部再生マスタープラン

(4) IRを導入する場合の目的及び効果

横浜は、時代ごとに先駆的なまちづくりを積み重ね、課題を克服すると同時に、多様な人々を惹きつける横浜らしい資源を磨き上げ、独自の魅力を創り上げてきた。現在「踊り場」にある横浜経済を更なる成長に導くうえで、IRは、民間の活力により、既存の資源を活かしつつ新たな魅力を創出できる、まちづくりの有力な手法の一つであると考えられる。

横浜市がIRを導入する場合においては、横浜独自の資源が集積する「都心臨海部の再生・機能強化」、そして横浜のプレゼンスの源泉である「国際的な観光・MICE都市の拡充」の2つを目的とすべきである。また、この目的を達成していくうえでは、次の4つの視点を踏まえ取り組むことで、より大きな効果を生み出すことができると考えられる。(図表6-2参照)

視点1：新たな価値を生み出す。

横浜でこそ体感できる魅力に、文化芸術創造都市施策による創造性を活かしたまちづくり、質の高いエンターテインメントが挙げられる。

IRにより、より良質な文化芸術に触れることができる都心部としていくことは、文化芸術都市政策に合致し、さらに、エンターテインメントを提供することは、更なる賑わいの創出にもつながる。また、横浜が誇る資源の一つは、港・水際線を身近に感じられる美しい景観である。民間活力を生かしたIRは、この豊かな都市空間を存分に活かし、現在の横浜の都市ブランドに新たな付加価値を創出する可能性を秘めている。

視点2：世界最高のおもてなしを目指す。

横浜にはこれまで開港都市として、市民・経済界に開放的かつ温かみのあるホスピタリティが育まれている。APECやTICADといった大規模コンベンション開催の際にも、市を挙げたおもてなしが、主催者・参加者双方から高い評価を得ている。グローバルMICE戦略都市横浜としては、さらに、アフターコンベンションの充実、褒賞旅行の企画拡大を図る必要がある。こうした課題解決を図るとともに、あらゆる世代・層を楽しませる滞在型リゾートとし、満足度向上を図っていく。

視点3：周辺地域の活性化につなげる。

横浜は、国際化が進む羽田空港から25分、新幹線「のぞみ」全線が停車する新横浜駅もあり、内外ともに大変アクセスが良い。鉄道の乗り入れ圏域も拡大しており、関東全域へのアクセスも飛躍的に向上している。市内の中心的な観光地である中華街やみなとみらいにおける更なる賑わいの創出はもちろん、こうしたアクセスの優位性を存分に活かし、県内に所在する伝統的な温泉リゾート「箱根」、武家文化が継承される「鎌倉」はもとより、関東全域も視野に、周辺の観光地への波及効果も生み出していく。

視点4：先進的で持続可能な都市インフラを整える。

横浜市には「環境未来都市」として、スマートシティや次世代交通の導入に、意欲的に取り組んできた実績がある。公民ともに蓄積してきたノウハウを活かし、エネルギーマネジメントの実現、新たな交通システムの導入、災害に対する強靱なまちづくりなど、都市の未来につながる持続可能なインフラとして活用していく。

IRから得られる効果については、定性的な効果として、横浜の観光・MICE都市としてのイメージアップ、都市活力への期待の高まりによる企業進出、新たな文化芸術の創出などが期待できる。

また、定量的な効果として、新規施設整備に伴う建設投資や施設の維持管理に加え、新たな観光資源の創出に伴う周辺地域の活性化や新たな産業集積などによる、経済波及、雇用創出、税収増があり、次ページ以降の産業連関分析により算出した。

図表 6-2

2つの目的

都心臨海部の再生・機能強化

国際的な観光・MICE 都市の拡充

4つの視点

1. 新たな価値を生み出す

文化芸術創造都市施策による創造性を活かしたまちづくり、質の高いエンターテインメント港・水際線を身近に感じる豊かな都市空間

2. 世界最高のおもてなし

子供から大人まで楽しめる滞在型リゾートの創出、宿泊客増大・日帰り滞在時間延長
ビジネス・エグゼクティブの獲得、アフターコンベンションの充実による平日の賑わいづくり

3. 周辺地域の活性化

中華街、みなとみらいなどへの交流人口拡大
箱根・鎌倉等広域周辺観光資源とのコラボレーション

4. 先進的で持続可能な都市インフラ

環境未来都市・エネルギー循環都市の実現
新たな交通によるアクセス性向上、防災機能強化

IR

IR から得られる効果



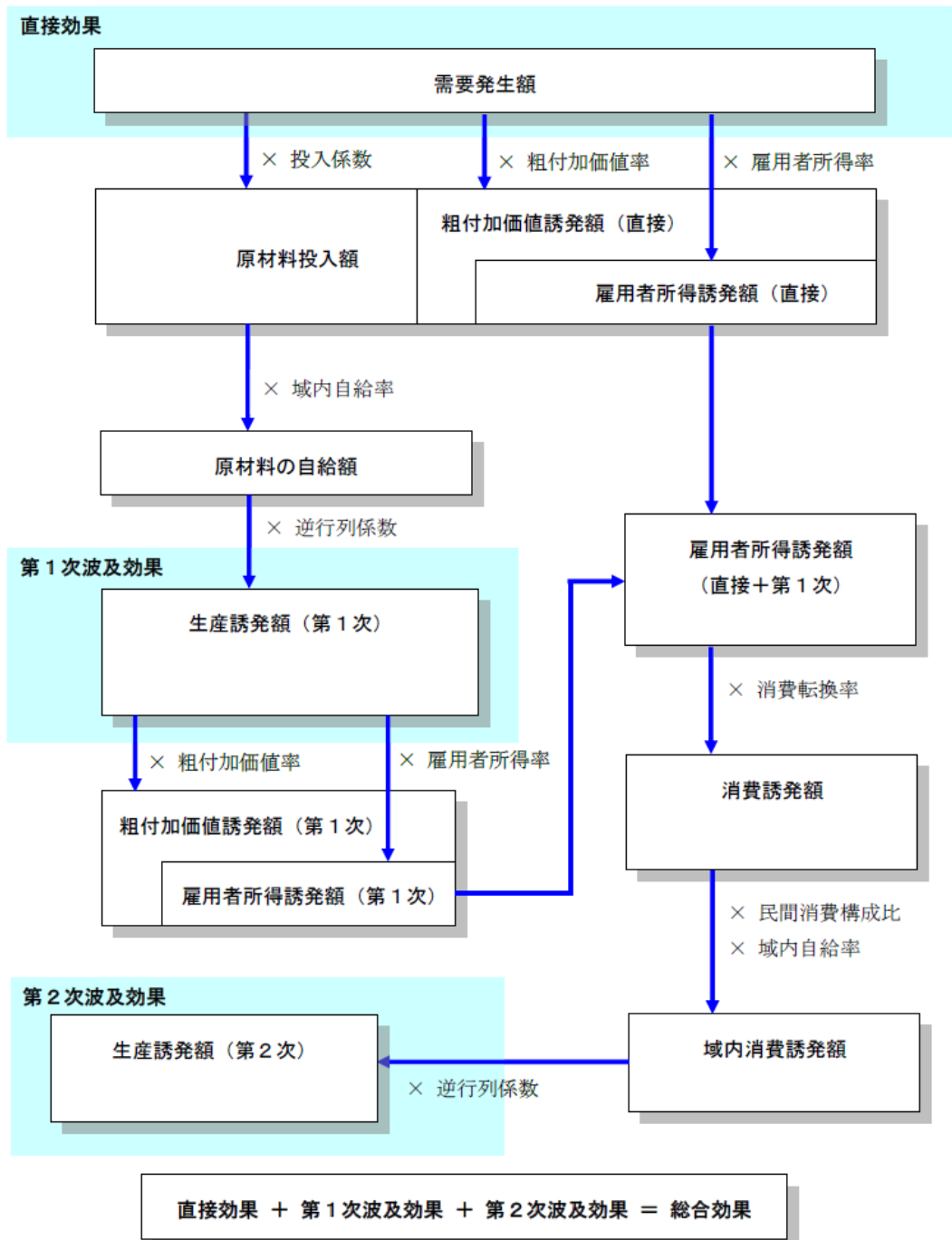
7 IRを導入した場合の想定効果

横浜市にIRを導入した場合の経済効果について、産業連関分析を用いて定量効果の算出を実施した。

(1) 定量効果（産業連関分析による経済効果等）の算出方法

経済効果は、建設投資額、IR売上・観光消費の最終需要額から算出した。
産業連関表は、「平成17年横浜市産業連関表（34部門表）」を使用した。

<経済効果算出のフロー>



なお、経済効果に伴う就業者の増加、税収効果については、下記のように算出する。

- 就業者の増加
⇒ 各部門における生産誘発額（総合効果）に就業係数（各部門の従業者総数／各部門の市内総生産額）を乗じて算出した、各部門の就業者数を合計して算出
- 税収効果（個人）は、税収係数（個人市民税／雇用者所得）を雇用者所得誘発額（直接＋第1次）に乘じることにより算出
- 税収効果（法人）は、税収係数（法人市民税／市県内生産額）を生産誘発額（総合効果）に乘じることにより算出

(2) 横浜市に IR を導入した場合の経済効果(平成 17 年横浜市産業連関表による算出結果)

- IR 売上・観光消費の経済効果：約 4,100 億円(直接効果：2,561 億円、波及効果：1,583 億円)
就業者の増加：約 4 万 1 千人、税収：約 61 億円(毎年発生)
- 建設投資の経済効果：約 3,900 億円(直接効果：2,500 億円、波及効果：1,422 億円)
就業者の増加：約 3 万 1 千人、税収：約 55 億円(一時的)

ア IR 売上・観光消費による経済効果(毎年発生)

総合効果	4,144 億円 *1 (2,693 億円～5,059 億円)
┌ 直接効果	2,561 億円*1 (1,664 億円～3,126 億円)
	└ 経済波及効果
雇用効果	41,030 人 (26,661 人～50,086 人)
税収効果 *2	61 億円 (40 億円～75 億円)

上記表各 () 内の数値は、各施設の売上げを基に算出した。

(下限値はウィン・ラスベガス(アメリカ)、上限値はマリーナ・ベイ・サンズ(シンガポール))

*1 博報堂が 2014 年春に各都道府県 100 サンプルを対象に実施したインターネット調査(日本国内「IR 受容性」の最新動向)の回答(20 歳以上 IR 訪問客数、利用意向、年間利用回数、カジノ平均使用額)、横浜市観光客の消費単価を参考に推計算出

平成 22 年みなとみらい 21 地区の経済効果(約 1 兆 7,556 億円)の 4 分の 1 程度(23.6%)

*2 税収効果は、個人市民税と法人市民税の和

イ 建設による経済効果(期間中のみ発生)

総合効果	3,922 億円 *1 (3,247 億円～4,560 億円)
┌ 直接効果	2,500 億円 (2,070 億円～2,907 億円)
	└ 経済波及効果
雇用効果	30,904 人 (25,589 人～35,935 人)
税収効果 *2	55 億円 (45 億円～63 億円)

上記表各 () 内の数値は、各施設の延床面積より算出した。

(下限値はクラウン・エンターテイメント・コンプレックス(オーストラリア)、上限値はマリーナ・ベイ・サンズ(シンガポール))

*1 各国主要 IR 施設を参考に延床面積を 500,000 m²と仮定し算出

*2 税収効果は、個人市民税と法人市民税の和

8 想定される立地

IRを導入する場合の立地は、羽田空港からの近接性や鉄道網が充実しているなど交通のアクセスが良いこと、港が一望できるなどロケーションが良いこと、国際会議場や多くの観光施設などがあることから、都心臨海部に立地することが、最適と考えられる。

具体的な立地は、上記の利点や海外の事例などを参考に以下のとおり、望ましい条件を整理した。

	項目	条件	理由	事例
土地	権利関係	公有地	事業用地のスムーズな確保が可能となる	マリーナ・ベイ・サンズ、リゾート・ワールド・セントーサ（国有地）
	利用形態	未利用地、または、今後、利用可能となる土地	事業用地のスムーズな整備が可能となる	—
	敷地規模	20ha程度のもつた土地（海外事例では、10ha（中規模）～50ha（大規模））	複合施設となるIRの敷地面積が十分に確保できる	クラウン・エンターテイメント・コンプレックス（7ha、41万㎡）※、リゾート・ワールド・セントーサ（49ha、34万㎡）※、マリーナ・ベイ・サンズ、（15ha、58万㎡）※
	建物規模	50万㎡程度の延床を有す建物（海外事例では30万㎡～60万㎡）	複合施設であるIRの延床面積が十分に確保できる	※（敷地面積、延床面積）
アクセス	鉄道	駅から徒歩圏（2km程度）	多くの利用客、観光客の利便性が確保できる	クラウン・エンターテイメント・コンプレックス、マリーナ・ベイ・サンズ、リゾート・ワールド・セントーサ（それぞれの施設は駅に近接）
	道路	幹線道路に面している、または、幹線道路からのアクセスが確保できる	バス、タクシー及び乗用車などの利用者や、トラックなど搬入車両の円滑なアクセスが可能となる	
	その他交通（船など）	多様な交通アクセスが利用できる（鉄道、バス、マイカー、船など）	多種多様のニーズに対応できる	
周辺環境	観光施設	IR周辺に他の観光施設等がある	他の観光施設と連携することにより、相乗効果として、地域全体への波及効果が高まる	クラウン・エンターテイメント・コンプレックス、マリーナ・ベイ・サンズ、リゾート・ワールド・セントーサ
	住宅地	住宅地と一定の距離がある	主なIRの特徴である24h稼働を考慮し、住環境と分離する	—
その他	眺望	眺望がよい	ホテル等からの上質な景観が確保でき、IRの価値が高まる	マリーナ・ベイ・サンズ

本報告書は、調査時点で公表されている各種文献・資料、有識者ヒアリング等から基礎的な情報を整理し、文献等の解釈が異なる部分は、総合的に判断しとりまとめたものです。

〈参考資料〉

● 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設（別に法律で定めるところにより第十一条のカジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置され、及び運営されるものに限る。以下同じ。）及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であつて、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

2 この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。

(基本理念)

第三条 特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、次章の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項

第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

(国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等)

第六条 政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興)

第七条 政府は、特定複合観光施設区域の整備により我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び就業機会の増大その他の地域における経済の活性化が図られるよう、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の構想の尊重)

第八条 政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備(特定複合観光施設の設置及び運営をする事業者の選定を含む。)に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずるものとする。

(カジノ施設関係者に対する規制)

第九条 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者(当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。)、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者(以下「カジノ施設関係者」という。)は、別に法律で定めるところにより、第十一条のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。

(カジノ施設の設置及び運営に関する規制)

第十条 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- 一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項
- 二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項
- 三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項
- 四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項
- 五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項
- 六 広告及び宣伝の規制に関する事項
- 七 青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項
- 八 カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴い悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

第十一条 カジノ管理委員会は、別に法律で定めるところにより、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

第三節 納付金等

(納付金)

第十二条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。

(入場料)

第十三条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部

(設置)

第十四条 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
- 三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(組織)

第十六条 本部は、特定複合観光施設区域整備推進本部長、特定複合観光施設区域整備推進副本部長及び特定複合観光施設区域整備推進本部員をもって組織する。

(特定複合観光施設区域整備推進本部長)

第十七条 本部長は、特定複合観光施設区域整備推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(特定複合観光施設区域整備推進副本部長)

第十八条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(特定複合観光施設区域整備推進本部員)

第十九条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(特定複合観光施設区域整備推進会議)

第二十一条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

3 推進会議は、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議し、本部長に意見を述べるものとする。

4 推進会議は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 本部長は、第三項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を推進会議に通知しなければならない。

(事務局)

第二十二条 本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

また、国会における IR 推進法案の検討が進むに従い、カジノをめぐるギャンブル依存症や多重債務者の増加など、国民への悪影響が指摘され始めたため、超党派議員で構成される国際観光産業振興議員連盟（IR 議連）は、第 187 回臨時国会会期中（2014 年 9 月 26 日～11 月 21 日（解散））に、「入場できる者の範囲の設定、入場料徴収など必要な措置を講ずる」との文言を法案に盛り込むこととした（法案の修正を踏まえ、当国会会期中の法案成立を目指したが、衆議院の解散により、法案は廃案）。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する修正案：

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第十条に次の一項を加える。

2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 「特定複合観光施設区域整備法案（仮称）～IR 実施法案～に関する基本的な考え方」（平成 26 年 10 月 16 日改訂、国際観光産業振興議員連盟）

<全文>（平成 26 年 10 月 16 日改訂部分を取消線と下線で表記）

1. カジノを含む IRの実現、実施に関する基本的な考え方

- **IRは観光振興、地域振興に資する成長戦略の一つのツールである**

統合型リゾート（Integrated Resort 略称 IR）とは宿泊施設、会議施設、飲食施設、物品販売施設等とともにカジノやその他のエンターテイメント施設等を含む複合的な観光施設をいい、都市や観光地において、観光客、ビジネス客、一般市民等を顧客とする高規格、集合的な集客施設群である。IR は、都市や観光地の魅力を高め、観光客、ビジネス旅客の集客を可能にし、施設整備に伴う建設需要、整備・運営に伴う雇用効果、運営に伴う税収効果、集客に伴う消費効果等の様々なシナジーにより地域経済を活性化し、再生する効果をもたらすことが期待されている。日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日策定)において、政府は 2030 年までに訪日外国人 3000 万人を目標としており、IR の整備は国の成長戦略に位置付けられるべきものであり、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに間に合うよう、最大限努力すべきである。

- **カジノ・エンターテイメントを、適切に管理することにより健全、安心、安全な成人の娯楽の場を提供する**

IR の一部を構成するカジノ・エンターテイメント施設は、現行の刑法では禁止されている賭博行為を提供する施設となるが、適切な規制と監視の仕組みを制度として設け、その施行を厳格に管理することにより、健全、安心、安全な成人の遊興とすることができることが先進国の事例では立証されている。健全、安心、安全なエンターテイメントとしてのカジノを提供できる制度的な枠組みを設け、そのもたらすデメリットを管理しつつ、最大限のメリットを国や地方自治体、地域社会が享受できることを立法の目的とする。

- **IRの設置総数・設置区域は限定し、慎重かつ段階的な導入を図る**

カジノを含む IR は、全国津々浦々に設置すべき施設ではない。わが国におけるその施設総数・設置区域を明確に限定し、かつ、その着実な施行を確認して、段階的に設置することを基本とする。その際、「大都市型」、「地方型」の二類型が構想されることが望ましい。大都市のみならず地方への設置も検討することが望ましい。

- **地方公共団体の申請に基づき、国がIRの設置区域・地点を指定する**

カジノを含む IR が設置される区域・地点の指定は、地方公共団体による提案・申請をもとに、国がこれを評価・判断し、指定する。この際、国は IR 推進について基本方針を策定するなどその方向性を示す必要がある。カジノはこの IR の内部でのみ、その施行が可能となる。

- **カジノの施行は民設民営を基本とし、区域指定を受けた地方公共団体が民間事業者を選定する**

指定を受けた地方公共団体は、IR を自らの費用とリスクによって整備し、運営する民間事業者を公募により選定することを基本とする。

- **選定された民間事業者は別途、国から免許を取得する必要がある**

選定された民間事業者は、別途、国に対し申請し、廉潔性、適格性等の審査を経て、免許を取得できた場合、初めてカジノ施設の運営ができることとし、民間事業者による運営行為は国による厳格な規制と監視の対象とする。

- **規制と監視のために国の規制機関を新たに設ける**

カジノの運営を規制し、監視するために、国の規制機関としてカジノ管理委員会を設ける。カジノ管理委員会は、国家行政組織法第3条に基づく行政委員会とし、内閣府の外局に設置する。同委員会は、立法府・行政府から独立した権限を保持する国の機関として、運営詳細に関する規則を制定し、カジノ施設とその運営に関与する主体の免許・認証付与、認可及びカジノの施行の監視、監督、違法行為摘発等を担う。

- **国民の懸念を払拭し、国民の理解と支持を得られる制度構築を図る**

実施法の策定に際しては、賭博行為が社会にもたらしうる危害やリスク等を徹底的に排除する考えや、危害を最小化する、あるいはたとえ危害が生じてもその影響をできる限り縮小化する様々な考えや手法を採用することを前提とする。特に、不正や組織悪等を完璧に排除すること、地域環境の健全化や公共秩序の安全を維持すること、青少年への否定的な影響を断ち切ること、賭博依存症患者等に対する積極的な対応措置を講ずることを前提とする。

2. IR 実施法制定へ向けての基本的な考え方

- **観光振興と国・地方の経済の活性化、財政への寄与を目的とする**

国際競争力のある魅力ある観光地の形成により、内外の観光客数を増大し、地域経済の振興を図るために、国により指定された地域に限り、金銭を賭すエンターテインメントとしてのカジノを提供する施設を核とした複合観光施設(統合型リゾート、IR)の整備を図り、その収益の一部をもって地域経済の振興と少子高齢化に直面した国の財政に資することのほか、社会保障の充実や文化芸術の振興、ならびにその発信力の強化に資することクールジャパンの推進に資することを目的とする。

- **特定複合観光施設と特定複合観光施設区域の指定**

カジノ施設、宿泊施設、会議場施設、展示施設、リクリエーション施設、飲食施設、物品販売施設等地域の観光振興に資する集客施設群を「特定複合観光施設」(これが IR となる。但し、IR は法律上の定義ではない)と定義し、一定の条件の下にかかる施設を設置できる区域として、地方公共団体ないしはその一部事務組合の申請に基づき、主務大臣が指定する区域を「特定複合観光施設区域」と定義する。この区域・施設 の内部においてのみ、カジノ施設の設置と施行ができる。

● 特定複合観光施設区域の数と指定の在り方

特定複合観光施設区域及びその中に設置されるカジノを含む特定複合観光施設は、カジノ施行の安全性、安定性、健全性を担保し、その政策的効果を確実にするために、設置される区域総数及び施設総数を限定する。かつ、当面の間、国際的、全国的な視点から観光振興並びに経済振興の効果を発揮できる可能性の高い地域を優先し、地理的な分散を考慮した上で、施行区域を限定し、実施法制定後の最初の認定区域は、2、3箇所程度で、限定的に施行し、効果、課題を十分に評価、検証しながら、その着実な施行を確認した後に、段階的に施行数を増やしていく考え方を基本とする。

区域・施設の総数を限定する施策は、公平性、透明性のある判断基準、手続きにより、地方公共団体に不公平感が生じない配慮をした制度設計が必要である。

● 地方公共団体による民間事業者の選定

地方公共団体は、競争性、公平性を具備した公募手順に基づき、特定複合観光施設区域において特定複合観光施設の開発、整備、運営を自らの費用とリスクで担う民間事業者を選定し、当該区域にかかる施設を設置させることができる。その際、設置の条件を地方公共団体と民間事業者との間で取り決める。地方公共団体と民間事業者の関連する協定は、国の規制機関の認証を必要とする。また、地方公共団体は、IR 設置後、カジノが社会に与えるマイナスの影響やリスクを最小限に抑制するよう取り組んでいくことが望まれる。

● 国の規制機関としてのカジノ管理委員会の役割

カジノ管理委員会は3条委員会として、内閣府の外局として設置され、国民に安全、健全、公正なゲームを提供するために、カジノの運営に関する詳細規則等を制定するほか、悪、組織悪、不正等の介入を防止し、地域社会の公序良俗を保持するために必要な施策を講ずる。かつ、健全、安全なカジノの施行が確保できるように、カジノの運営等に直接的、間接的に関与する民間主体等を審査し、免許、許可、認証等を付与し、都道府県警察と協力の下、運営の監視、検査、監督、査察、関連しうる違法行為の摘発等を担うことを主たる任務とする。

● カジノを施行する民間事業者は免許を取得しなければならない

地方公共団体より選定された民間事業者が、特定複合観光施設にてカジノの施行を要望する場合には、国際基準と同等の所定の書式、手続きに基づき、別途、国の規制機関となるカジノ管理委員会に申請し、免許を取得しなければならない。カジノ管理委員会は、民間事業者による費用負担に基づき、背面調査、審査を実施し、当該民間事業者の適格性を検証の上、免許を与えるか、この申請を拒否できる。

同様に、当該民間主体の5%以上の有効議決権を保持する主要株主、経営者、主要管理職及び、直接的・間接的にゲームの運営に関与する職員は、すべからくこれら業に従事するに際し、国際基準と同等の所定の書式、手続きに基づき、カジノ管理委員会に申請し、その背面調査・審査を受け、免許を取得しなければならない。

● 免許の前提として、欠格要件と適格要件を定義する

カジノの施行を担う民間事業者に関しては、不適切な者を排除するために欠格要件を定義するが、同時に法遵守の組織内体制や、高い社会的責任、高潔な倫理観、社会的信用度、財政的資力や資金調達力、運営・経営能力、経験等の適格要件が国の機関となるカジノ管理委員会により定められ、これを満たすことが免許付与の前提となる。

- **民間事業者に付与された免許は違法行為等の場合には取り消す**

カジノ管理委員会は、法が定める一定の事象が生じた場合、催告をもって施行者に対し、その是正、修復を求めたり、適切な履行を求めたりすることができるとともに、施行者に対する免許を一時的に停止したり、取り消すことができる。

カジノ管理委員会により、施行者の免許が取り消され、地方公共団体と当該施行者との協定が解除される場合には、地方公共団体は、カジノ管理委員会の許可を得て、施行者の資産を第三者に継承させることを前提に、新たな施行者を選定する手順を踏むことができる。

- **査察官制度を設け、特別司法警察官としての権限を与える**

カジノ管理委員会に専任の事務局を設けるとともに、その職員のうちから内閣総理大臣が、査察官を任命する。同査察官はカジノ管理委員会の長の指揮監督を受け、カジノに係る犯罪につき、刑事訴訟法の規定による特別司法警察官として職務を担うものとする。査察官は施行者の施設等への立ち入り、運営・警備・監視システムの閲覧・監視、財務・会計資料等の閲覧等のカジノの運営全般に関する包括的な監視を実施し、カジノに係わる不正行為・違法行為等を摘発し、器具等の一時停止や現状保全命令を出せるとともに、逮捕特権を保持することとする。

- **施行に使用する関連機械、システム、器具等の製造事業者、施行に係わるサービス提供者等も免許の対象とする**

施行に使用される関連機械、システム、器具等を製造し、販売する事業者、施行に関するサービス提供者等は、当該企業及び関連する役職員は、企業及び個人いずれもが、カジノ管理委員会が定める国際基準と同等の書式、手順に基づき、別途カジノ管理委員会に申請し、その審査を経て、免許を取得しなければ、当該業務に従事することはできないことを基本とする。

- **施行に使用する機械、システム、器具等は全て認証の対象とする**

カジノ管理委員会は、カジノ施設内でゲームに用いられる機械、器具、用具、システム等の形式、技術標準、技術上の規格等を規則として定めるものとし、施行者はカジノ管理委員会が定める技術標準、技術上の規格に準拠し、同委員会が認証する以外の機械、器具、用具、システム等を用いてはならないことを基本とする。

- **運営に関するあらゆる行為は規制と認証の対象とする**

カジノ施設内で規制の対象となるゲーミング区域におけるあらゆる行為は原則規制の対象となり、カジノ管理委員会による認可、認証の対象となる。かつ、これら行為は全て監視の対象とする。また、カジノ管理委員会は、施行者、施行に直接的に関与する者、及び顧客が遵守すべきカジノ施設の運営等に関する詳細規則を定めることができる。但し、カジノ管理委員会が定める規則は、国際的慣行・標準に適う内容であることを基本とする。

- **施行に伴う納付金等及びその用途**

施行を担う民間事業者は、少子高齢化に直面した国の財政に資することを目的に、また国民がその便益を享受できるように、施行に伴う施行者勝ち分売り上げの一定率を納付金として、国に納付しなければならない。国は、この納付金の一部を社会保障の充実や文化芸術の振興等のために当てることができるものとする。

地方公共団体は、国とは別個に、施行者勝ち分売り上げの一定率を国の取り分率を上限にして、別途条例で定めることにより、納付金として徴収できる。この場合、立法の趣旨に則り、予め条例にて、納付金の用途を定めなければならないものとする。

- **入場料を賦課できるものとする**

国及び地方公共団体は、各々政令ないしは条例で定めることにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。諸外国に事例があるように、内国人に限って入場料を課する施策には、一定の抑止効果を期待することができる。

3. 社会的関心事への対応

エンターテインメントとしてのカジノの楽しさと面白さを損ねることなく、過度の賭博消費を促すことを抑止し、健全性、安全性を担保したバランスの取れた健全な施行を心がけることが、国民の信頼と信任を得ることに繋がる。

- **暴力団組織の介入や犯罪の温床になること等を断固、排除する**

カジノ施行に係わる参入要件と行為規制を厳格に規制し、関与する個人・法人の清廉潔癖性と遵法性を厳格に要求することにより、暴力団組織等による介入を完璧に排除することができる。また、施行に係わる規則等も厳格にその履行と遵守・監視を担保する仕組みを構築すれば、カジノが犯罪の温床になるということはありません。

また、カジノ管理委員会との連携により、入場者全員の本人確認を義務付けることにより、暴力団組織等に関係する者の入場を完全に排除するものとする。

- **マネーロンダリング(資金洗浄)を防止する。**

カジノ施設は諸外国では国際機関である FATF(金融行動タスクフォース)勧告に基づき、疑似金融機関と位置付けられており、一定金額以上の賭け金行動をする個人の本人確認、疑わしい行為等の規制当局に対する報告義務等マネーロンダリングを防止する枠組みが法定されている。わが国も FATF 勧告に基づく制度が存在し、カジノ施設をこの中に追加することにより、先進諸外国と同等の規制によりマネーロンダリングを防止することとする。

~~また、マネーロンダリング対策として有効とされるカジノ施設内での現金、チップを使用しないキャッシュレスシステムについて、導入を検討することとする。~~

- **地域風俗環境悪化、公序良俗の乱れを防止する**

カジノにてゲームが行われる区域は、厳格な管理規制区域となり、この区域におけるあらゆる行為は規制と監視の対象となる。IR は高規格の施設群となり、カジノはその一部を構成する遊興施設となるため、カジノの存在自体が、地域風俗環境の悪化をもたらしたり、公序良俗の乱れをもたらしたりすることは、想定しにくい。施設内外は、当然のことながら、監視、警備の対象となり、地方警察組織都道府県警察との連携、協力により、施設内外の地域の環境悪化を防止し、秩序を維持することが全ての基本となる。

- **青少年への悪影響を防止する**

カジノとは成人が自己責任の下で為す遊興でもあり、制限区域に顧客が入場する際、施行者に対し、入場者全員の本人確認を義務付けることにより、青少年による入場を完全に排除するものとする。

- **カジノ施設への日本人の入場については、一定の条件・規制を設けることとする**

IR の目的が国内外の観光客を集客する国際競争力の高い観光地の形成、地域経済の活性化にあることから、カジノ施設が社会に及ぼす社会的問題を最小限に抑制する対策を講ずることを前提に、カジノ施設への日本人の入場については、一定の条件・規制(入場料、排除プログラム、成人等)を設けることについて検討する。

- **賭博依存症患者の増大を防止し、その対策のための機関を創設する**

我が国では、既存の公営賭博等や遊技にも既に同じ社会事象が存在することが知られており、これらをも含む形での国としての対応を早急に措置することが必要である。制度として賭博行為を認めている以上、一定の社会的セフティーネットを構築することが当然である。このため、公営賭博分野を含めた調査の実施と実態の把握、依存症問題対応のための国の機関を創設し、中長期的な対応策や短期的対処プログラムの策定、調査研究の奨励、治療やカウンセリング体制具備のための支援を行うこととし、その財源にはカジノからの納付金収益の一部をあてるものとする。

また、先進諸外国で制度化されている賭博依存症の症状にある顧客本人ないしはその家族の要請に基づき、当該顧客をカジノに立ち入らせることを禁止する予防措置（自己排除プログラムならびに家族強制排除プログラム）については、導入を積極的に検討するものとする。

● ギャンブル依存症の診断基準

ギャンブル依存症の有病率を判定する上で、主な診断基準は以下の通りである。

(ア) DSM-V

アメリカ精神医学学会による 2013 年に発表された「精神異常状態の診断的・統計的マニュアル (Diagnostic and Statistical Manual Disorders)」第 5 版に記載された診断基準は「DSM-V」と呼ばれ、以下の質問により構成されている。

A. 臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動で、その人が過去 12 か月間に以下の 4 つ（またはそれ以上）を示している。

- ① 興奮を得たいがために、掛け金の額を増やして賭博する欲求。
- ② 賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる、またはいらだつ。
- ③ 賭博をするのを制限する、減らす、または中止するなどの努力を繰り返し成功しなかったことがある。
- ④ しばしば賭博に心を奪われている（例：過去の賭博を再体験すること、ハンディをつけること、または次の賭けの計画を立てること、賭博をするための金銭を得る方法を考えること）。
- ⑤ 苦痛の気分（例：無気力、罪悪感、不安、抑うつ）のときに賭博をすることが多い。
- ⑥ 賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくる人が多い。（失った金を深追いする）。
- ⑦ 賭博へののめり込みを隠すために、嘘をつく。
- ⑧ 賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある。
- ⑨ 賭博によって引き起こされた絶望的な経済状況を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む。

B. その賭博行為は、躁病エピソード（躁状態）ではうまく説明されない。

DSM-VではAで4個以上が当てはまり、Bに該当する場合「ギャンブル障害」とされる。

(イ) DSM-IV

同じくアメリカ精神医学学会により 1994 年に発表された「精神異常状態の診断的・統計的マニュアル (Diagnostic and Statistical Manual Disorders)」第 4 版に記載された診断基準は「DSM-IV」と呼ばれ、以下の質問により構成され、現在もっとも活用されている基準の一つである。

- ① ギャンブルのことが頭を離れない。
- ② 今より大きな金額でギャンブルするべきだと思う。
- ③ 何度もギャンブルを減らす、もしくはやめる努力をしたが成功しなかった。
- ④ ギャンブル行為を減らそうとすれば、ストレスがたまりイライラする。
- ⑤ 問題から逃げるためや、悪いムードを解消するためにギャンブルをする。

- ⑥ 負けを取り戻すための挑戦をする／負けをとんとんにするため、ギャンブル場に戻る。
- ⑦ ギャンブルしていたことに関連して、他人にウソをついた。
- ⑧ ギャンブルに資するために、違法行為を行った。
- ⑨ ギャンブルのせいで、重要な人間関係や仕事を危険にさらしたり、失ったりした。
- ⑩ ギャンブルで作った借金の解決を他人に頼った。

DSM-IVでは5個以上あてはまると、「病的ギャンブル」とされる。

(ウ) SOGS

1987年にDSM-III-R(1987)の診断基準に基づいて開発された、病的ギャンブルを早く簡単に判別できる自己評価用の尺度である(The South Oak Gambling Screen)。

① ギャンブルで負けた時、負けた分を取り返そうとして別の日にまた、ギャンブルをしましたか。	a しない b 2回に1回はする c たいていそうする d いつもそうする
② ギャンブルで負けた時も、勝っていると嘘をついたことがありますか。	a ない b 半分はそうする c たいていそうする
③ ギャンブルのために何か問題が生じたことがありますか。	a ない b 以前はあったが今はない c ある
④ 自分がしようと思った以上にギャンブルにはまったことがありますか。	a ある b ない
⑤ ギャンブルのために人から非難を受けたことがありますか。	a ある b ない
⑥ 自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して、悪いなと感じたことがありますか。	a ある b ない
⑦ ギャンブルをやめようと思っても不可能だと感じたことがありますか。	a ある b ない
⑧ ギャンブルの証拠の券などを、家族の目に触れぬよう隠したことがありますか。	a ある b ない
⑨ ギャンブルに使うお金に関して、家族と口論になったことがありますか。	a ある b ない
⑩ 借りましたお金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったことがありますか。	a ある b ない
⑪ ギャンブルのために仕事や学業をさぼったことがありますか。	a ある b ない
⑫ ギャンブルに使うお金はどのようにしましたか。またどのように借りましたか。あてはまるものには何個でも○をつけて下さい。	a 生活費をけずって b 配偶者のお金から c 親類、知人から d 銀行から e 定期預金の解約 f 保険の解約 g 家財を売ったり質に入れて h 消費者金融から i ヤミ金融から

出典：大阪商業大学アミューズメント産業研究所「カジノ導入を巡る諸問題（3）」

SOGS では①が c または d で 1 点、②③は b または c で 1 点、④～⑩は a で 1 点、⑪は○の数だけ各 1 点。5 個以上あてはまると、「病的ギャンブル」とされる。

(エ) CPGI

上記の SOGS と DSM-IV を活用して 2001 年にカナダ薬乱用委員会が患者を対象に開発した基準が CPGI (Canadian Problem Gambling Index) である。9 個の診断質問は 4 点尺度 (0～3 点) を用い、最近 12 か月間の有病率を測定する。この CPGI は、一般人を対象にギャンブル依存症に対する調査尺度を比較検討した結果、信頼度と妥当性の一番高い尺度と言われ、欧米では頻繁に使われている。

①自分が支払うことができる以上に賭けてしまいますか。	0 全くない 1 時々ある 2 たいていそうである 3 いつもそうである
②おなじ刺激を得るためにさらに多くの金銭を賭けますか。	0 全くない 1 時々ある 2 たいていそうである 3 いつもそうである
③損した分を取り返すために別の日にギャンブルをしに戻りますか。	0 全くない 1 時々ある 2 たいていそうである 3 いつもそうである
④ギャンブルをするために借金をしたり、何かを売ってしまいますか。	0 全くない 1 時々ある 2 たいていそうである 3 いつもそうである
⑤ギャンブルをすることによって何か問題が生じたと感じますか。	0 全くない 1 時々ある 2 たいていそうである 3 いつもそうである
⑥ギャンブルがストレスや不安を含む健康上の問題を引き起こしていますか。	0 全くない 1 時々ある 2 たいていそうである 3 いつもそうである
⑦人にギャンブルをすることで非難されたりギャンブルをすることが問題であると言われたことがありますか (あなたがそれを本当であるかどうかと考えることは別として)。	0 全くない 1 時々ある 2 たいていそうである 3 いつもそうである
⑧ギャンブルがあなたもしくはあなたの家計に金銭的な問題を引き起こしますか。	0 全くない 1 時々ある 2 たいていそうである 3 いつもそうである
⑨自分のギャンブルのやり方やその結果生じたことに対して後ろめたさを感じますか。	0 全くない 1 時々ある 2 たいていそうである 3 いつもそうである

出典：大阪商業大学アミューズメント産業研究所「カジノ導入を巡る諸問題 (3)」

CPGI では最近 12 か月間にあてはまる項目 (0～3) を合計し、その点数により、非ギャンブル (0 点)、低危険ギャンブル (1～2 点)、中危険ギャンブル (3～7 点)、問題性ギャンブル (8 点以上) とされる。

● 2008年調査「わが国における飲酒の実態並びに飲酒に関連する生活習慣病、公衆衛生の諸問題とその対策に関する総合研究」の設問内容

質問F. 以下はギャンブルに関する質問です。飲酒と関係が深いため、ここで質問させていただきます。

F 1. 今までに、あなたは次のタイプのギャンブルのうち、どれをしたことがありますか。それぞれのギャンブルについてどのくらいやっていたかを、「全くしたことがない」「週に1回未満」「週に1回以上」から選んで○印をつけてください。(○は(1)～(15)それぞれ1つずつ)

	全くした ことがない	週に 1回未満	週に 1回以上
(1) パチンコ	1	2	3
(2) スロットマシン、ポーカーマシン等のゲーム機	1	2	3
(3) 競馬	1	2	3
(4) 競輪	1	2	3
(5) 競艇やオートレース	1	2	3
(6) 賭け麻雀、賭け将棋	1	2	3
(7) インターネット賭博	1	2	3
(8) 花札、バカラやポーカーなどカードを使った賭博	1	2	3
(9) 野球賭博などスポーツにお金を賭ける賭博	1	2	3
(10) サイコロ賭博(丁半賭博、チンチロリンなど)	1	2	3
(11) 金を賭けたゴルフ、ビリヤード、ダーツ等の試合	1	2	3
(12) 合法または非合法のカジノ	1	2	3
(13) ナンバース、宝くじ、サッカーくじなどを使った賭博	1	2	3
(14) 証券の信用取引、または先物取引市場への投資	1	2	3
(15) 上記以外のギャンブルをした(詳しく記入して下さい)	1	2	3

(上記のギャンブルすべて「全くしたことがない」と回答された方は13ページのF17へ)

F 2. 上記のギャンブルを最初にしたのは何歳ですか。

		歳
--	--	---

F 3. 今までに1日に賭けた金額の最高額はどのくらいですか。(○は1つ)

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1 100円以下 | 4 10,001円から100,000円まで |
| 2 101円から1,000円まで | 5 100,001円から1,000,000円まで |
| 3 1,001円から10,000円まで | 6 1,000,000円より多い |

F 4. ギャンブルで負けた時、負けた分を取り戻すためにまた、ギャンブルをしたことがありますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1 全くそのようなことをしたことはない | 3 負けた時は、たいていそうした |
| 2 時々そうした(負けた回数の半分はしていない) | 4 負けた時は、いつもそうした |

F 5. 実際はギャンブルで負けたのに、勝っていると吹聴したことがありますか。(○は1つ)

- 1 いいえ、一度もない(あるいはギャンブルをしたことがない)
- 2 はい、でも負けた回数の半分もない
- 3 はい、たいていそうだった

F 6. 自分には、賭けごとやギャンブルの問題があると思ったことがありますか。(○は1つ)

1	2	3
いいえ	はい、過去にはあったが今はない	はい

F 7. 意図していた以上にギャンブルをしたことがありますか。

1	2
はい	いいえ

F 8. あなたのギャンブルについてまわりの人から非難されたことがありますか。

1	2
はい	いいえ

F 9. 自分のギャンブルのやり方や、ギャンブルによって生じたことについて罪悪感を感じたことがありますか。

1	2
はい	いいえ

F 10. 実際にはやめられないと分かっているにもかかわらず、ギャンブルを止めたいと思ったことはありますか。

1	2
はい	いいえ

F 11. ギャンブルをしていることを配偶者や子供、その他あなたにとって大事な人に知られないように、ギャンブルの券や宝くじ、賭博用の資金などを隠したことがありますか。

1	2
はい	いいえ

F 12. お金の使い方について、同居している人と口論になったことがありますか。

1	2
はい	いいえ
↓	↳ (F 14へお進みください)

F 13. 【上記質問 F 12 の回答が「1 はい」なら】

そのお金に関する口論の原因が、主にあなたのギャンブルだったことがありますか。

1	2
はい	いいえ

● 事業手法

主な PPP 手法の特徴

公民連携による事業展開において、想定される事業手法と、各手法の特徴は、下記の通り整理される。

想定される事業手法	概要	事業スケジュール	資金調達	市からみた財政面等のメリット・デメリット
① サービス対価方式 (PFI)	市が民間事業者に、資金調達・設計・建設・維持管理・運営を一括・性能発注	事業者募集の手続きが煩雑で、事業スケジュールが長期に及ぶ。設計・建設がセットのため、工期短縮の可能性はある。	SPC（市による延べ払い）	民間ノウハウ活用の範囲が広く、財政負担削減効果が比較的高い。また、延べ払いによる平準化可能
② 独立採算方式 (PFI)	市が民間事業者に、資金調達・設計・建設・維持管理・運営を一括・性能発注	事業者募集の手続きが煩雑で、事業スケジュールが長期に及ぶ。設計・建設がセットのため、工期短縮の可能性はある。	SPC（市の支払いなし）	事業そのものにおける市の負担はほとんどなし。民間ノウハウ活用の範囲が広い。
③ BTO+コンセッション (PFI)	BTO で施設建設。管理運営において運営権を設定し、事業を実施（施設整備費の全部または一部を、民間が支払う運営権料によって回収可能）	実施方針策定の前に条例制定（利用料金等について）が必要なため、通常の PFI よりも事業スケジュールが長期化する。	SPC（運営権として施設整備費の一部または全部を民間事業者が負担）	当初施設整備費はかかるものの、運営権料で回収。また、延べ払いによる平準化可能。民間ノウハウ活用の範囲が広い。
④ DBO (DB+指定管理)	市が民間事業者に、設計・建設を一括発注。維持管理運営については指定管理者制度を併用し、併せて発注を行う。	PFI に比べると手続きは簡素で、PFI よりも短期間で事業の実施が可能。設計・建設がセットのため、従来の公共工事に比べて工期短縮の可能性はある。	横浜市（起債、一般財源）	民間ノウハウ活用の範囲が広く、財政負担削減効果が比較的高い。ただし、起債充当分は平準化出来ず、初年度の財政負担が大きい。指定管理者が数年後に入れ替わる場合、PFI のような長期契約の事業に比べると運営の効率性が限定的になる可能性がある。

想定される事業手法	概要	事業スケジュール	資金調達	市からみた財政面等のメリット・デメリット
⑤ リース(+指定管理)	民間事業者の資金で施設整備し、所有。市は民間事業者とリース契約を締結し、リース料を事業期間に亘り支払う。	PFI に比べると手続きは簡素で、PFI よりも短期間で事業の実施が可能。設計・建設がセットのため、従来の公共工事に比べて工期短縮の可能性はある。	リース会社又は事業者グループ (市はリース料を負担)	民間ノウハウ活用の範囲が広く、財政負担削減効果が比較的高く、リース料払いで平準化可能。
⑥ 第三セクター	地方公共団体が出資または出損する一般財団法人・一般社団法人・会社法人により、施設の設計・建設・維持管理・運営を一括して実施	設立法人による事業実施のため、他の事業手法に比べると事業の手続きが簡素で、短期間で事業実施が可能。ただし、市の出資・出損を伴い、市が事業リスクを大きく負う。	設立法人(横浜市、民間企業が出資)	民間等の出資より一定の財政削減効果があり。ただし、出資、出損により初年度の財政負担が大きくなる。民間の経営力が活かしきれず、経営が悪化する事例が多い。
⑦ 民設民営(公募プロポーザル)	民間事業者が、設計・建設・維持管理・運営を実施	事業者選定の手続きを簡素にすることが可能であるため、短期間で事業の実施が可能。	SPC または事業者グループ	事業そのものにおける市の負担はほとんどなし。民間ノウハウ活用の範囲が広い。

また、公民連携による事業展開において、想定される事業手法と、事業実施における各ステージの公民役割分担は、下記の通りである。

<各手法における公民役割分担>

想定される事業手法		企画	設計 建設	管理 運営	期間中 の所有	終了後 の所有	資金 調達	期間中の 資金負担
PFI	サービス対価方式	公・民	民	民	公/民	公	民	公
	独立採算方式	公・民	民	民	民	民	民	民
	コンセッション	公・民	公	民	公	公	民	民
PFI 的手法	リース(+指定管理)	公・民	民	民	民	公	民	公
	DBO(DB+指定管理)	公・民	民	民	公	公	公	公
第三セクター		公・民	公・民	公・民	公・民	—	公・民	公・民
民設民営(公募プロポーザル)		公・民	民	民	民	民	民	民

<經濟効果算出資料>

1 IR 売上・観光消費による経済効果（毎年発生）

（1）前提

IR売上・観光消費の前提は下記の通りとする。

	単位	数値	備考
横浜 IR 内カジノ訪問客数（国内）	人	5,673,240	横浜 IR 訪問客数（国内）（日本の 20 歳以上人口 103 百万人（H26.5 時点）×IR 利用意向 34%（「行きたい」+「やや行きたい」×1/2）×東日本の各都市への IR 訪問意向合計 54%×年間利用回数 2 回）×横浜 IR 内カジノ利用意向 15%
横浜 IR 内カジノ訪問客数（海外）	人	1,418,310	有識者意見より IR を訪問する日本人客：海外客 8：2 と想定
横浜 IR 内カジノ売上（一般客+VIP）	百万円	85,099	横浜 IR 内カジノ訪問客数（国内+海外）×1 人当たり賭け金 6 万円×（1-還元率 90%） VIP 売上を見込み、カジノ売上総額は一般客売上の 2 倍と想定
国内客・海外客純増分の消費（観光消費）	百万円	170,985	国内客： （横浜 IR 訪問客数 47,277,000 人－横浜市観光客実人員（H25）31,340,000 人）×0.8×観光客の平均消費単価 7,260 円 海外客： （横浜 IR 訪問客数－横浜市観光客実人員（H25））×0.2×観光客の平均消費単価 24,604 円（宿泊を想定した数値）

出典：博報堂アンケート「日本国内「IR 受容性」の最新動向」他を参考に推計・算出

（2）算出結果

・基本ケース

産業連関分析による「IR 売上・観光消費による効果」の算出結果は下記の通りである。

（百万円）

金額としての経済効果				波及倍率	就業者の増加（人）	税収効果		
直接効果	一次波及効果	二次波及効果	総合効果			個人による税収効果	法人による税収効果	税収効果
A	B	C	D (A+B+C)	D/A	—	E	F	G (E+F)
256,083	72,974	85,377	414,434	1.6	41,030	5,066	1,047	6,113

・ケース 1

基本ケースでは、海外客純増分の平均消費単価を 24,604 円としているが、これを国内客同様、7,260 円とした場合を算出する。

この場合、経済効果は、約 4,100 億円⇒約 3,200 億円に減少。

(百万円)

金額としての経済効果				波及 倍率	就業者 の増加	税収効果		
直接効果	一次波 及効果	二次波 及効果	総合効果			個人による 税収効果	法人による 税収効果	税収効果
A	B	C	D (A+B+C)	D/A	(人)	E	F	G (E+F)
200,801	57,220	66,946	324,968	1.6	32,173	3,972	821	4,793

・ケース 2

横浜 IR 訪問客全員を国内客・海外客純増分と考え、カジノ以外において観光客の平均消費単価程度を消費した場合を算出する。

この場合、経済効果は、約 4,100 億円⇒約 6,900 億円に増加。

(百万円)

金額としての経済効果				波及 倍率	就業者 の増加	税収効果		
直接効果	一次波 及効果	二次波 及効果	総合効果			個人による 税収効果	法人による 税収効果	税収効果
A	B	C	D (A+B+C)	D/A	(人)	E	F	G (E+F)
428,330	122,057	142,804	693,190	1.6	68,628	8,474	1,751	10,225

(3) 諸外国の IR 施設売上から推計した経済効果

・ケース 3

IR 売上をマリーナ・ベイ・サンズと同額とした場合を算出する。

この場合、経済効果は、約 4,100 億円⇒約 5,100 億円に増加。

(百万円)

金額としての経済効果				波及 倍率	就業者 の増加	税収効果		
直接効果	一次波 及効果	二次波 及効果	総合効果			個人による 税収効果	法人による 税収効果	税収効果
A	B	C	D (A+B+C)	D/A	(人)	E	F	G (E+F)
312,600	89,078	104,220	505,898	1.6	50,086	6,184	1,278	7,462

・ケース 4

IR 売上をウィン・ラスベガスと同額とした場合を算出する。

この場合、経済効果は、約 4,100 億円⇒約 2,700 億円に減少。

(百万円)

金額としての経済効果				波及 倍率	就業者 の増加	税収効果		
直接効果	一次波 及効果	二次波 及効果	総合効果			個人による 税収効果	法人による 税収効果	税収効果
A	B	C	D (A+B+C)	D/A	(人)	E	F	G (E+F)
166,400	47,417	55,477	269,295	1.6	26,661	3,292	680	3,972

・ケース 5

IR 売上をクラウン・エンターテイメント・コンプレックスと同額とした場合を算出する。この場合、経済効果は、約 4,100 億円⇒約 2,900 億円に減少。

(百万円)

金額としての経済効果				波及 倍率	就業者 の増加	税収効果		
直接効果	一次波 及効果	二次波 及効果	総合効果			個人による 税収効果	法人による 税収効果	税収効果
A	B	C	D (A+B+C)	D/A	(人)	E	F	G (E+F)
180,100	51,321	60,045	291,466	1.6	28,856	3,563	736	4,299

2 建設投資による経済効果（期間中のみ発生）

（1）前提（延床面積を 500,000 m²とした場合）

建設投資額的前提は下記の通りとする。

	単位	数値	備 考
延床面積	m ²	500,000	各国主要 IR 施設を参考に延床面積を仮定
建設単価	円/m ²	500,000	有識者コメントより想定
建設投資額	百万円	250,000	延床面積×建設単価 50 万円/m ²

出典：有識者ヒアリング他をもとに算出

（2）算出結果

・基本ケース

産業連関分析による「建設投資による効果」の算出結果は下記の通りである。

(百万円)

金額としての経済効果				波及 倍率	就業者 の増加 (人)	税収効果		
直接効果	一次波 及効果	二次波 及効果	総合効果			個人による 税収効果	法人による 税収効果	税収効果
A	B	C	D (A+B+C)	D/A	—	E	F	G (E+F)
250,000	66,874	75,292	392,165	1.6	30,904	4,468	991	5,458

・ケース 1

延床面積をクラウン・エンターテイメント・コンプレックスの延床面積（414,000 m²）と同程度とした場合、経済効果は、約 3,900 億円⇒約 3,200 億円に減少。

(百万円)

金額としての経済効果				波及 倍率	就業者 の増加 (人)	税収効果		
直接効果	一次波 及効果	二次波 及効果	総合効果			個人による 税収効果	法人による 税収効果	税収効果
A	B	C	D (A+B+C)	D/A	—	E	F	G (E+F)
207,000	55,371	62,342	324,713	1.6	25,589	3,699	820	4,520

・ケース 2

延床面積をマリーナ・ベイ・サンズの延床面積（581,400 m²）と同程度とした場合、経済効果は、約 3,200 億円⇒約 4,600 億円に増加。

(百万円)

金額としての経済効果				波及 倍率	就業者 の増加 (人)	税収効果		
直接効果	一次波 及効果	二次波 及効果	総合効果			個人による 税収効果	法人による 税収効果	税収効果
A	B	C	D (A+B+C)	D/A	—	E	F	G (E+F)
290,700	77,761	87,549	456,010	1.6	35,935	5,195	1,152	6,347

・ケース 3

延床面積をウィン・ラスベガスの延床面積（480,000 m²）と同程度とした場合、経済効果は、約 3,200 億円⇒約 3,800 億円に増加。

(百万円)

金額としての経済効果				波及 倍率	就業者 の増加 (人)	税収効果		
直接効果	一次波 及効果	二次波 及効果	総合効果			個人による 税収効果	法人による 税収効果	税収効果
A	B	C	D (A+B+C)	D/A	—	E	F	G (E+F)
240,000	64,199	72,280	376,479	1.6	29,668	4,289	951	5,240

3 その他の定量効果（経済効果以外）

その他の定量効果としては、カジノ税収（カジノ部門粗利×税率）（シンガポールではおおむね 10%、マカオでは 35%）や、ライセンスフィーが想定される。